

取扱注意

林業土木 積算基準

(令和7年10月20日以降適用)

令和7年12月20日 一部改定

令和7年12月26日 一部訂正

令和8年3月9日 一部訂正

令和8年4月20日 一部改定

令和8年5月11日 一部訂正

令和8年7月20日 一部改定

新潟県農林水産部

第16章 道路・交通安全施設工

第1節	路面路盤工	16－1
第2節	道路付属施設	16－10

第17章 舗 装 工

第1節	路 盤 工※	
第2節	アスファルト舗装工※	
第3節	維持・修繕工※	

第18章 機 械 運 転

第1節	運転経費の算定	18－1
第2節	土工用機械運転	18－2
第3節	運搬用機械運転	18－4
第4節	コンクリート工用機械運転	18－6
第5節	道路工用機械運転	18－6
第6節	クレーン類機械運転	18－7
第7節	その他機械運転	18－8
第8節	機械運転（供用日）	18－11

第19章 市場単価・標準単価

第1節	積 算 運 用	19－1
第2節	区 画 線 工〔標準単価〕	19－3
第3節	防護柵設置工〔市場単価〕	19－6
第4節	法 面 工〔市場単価〕	19－21
第5節	道路反射鏡設置工〔市場単価〕	19－36
第6節	視線誘導標設置工〔市場単価〕	19－39
第7節	コンクリートブロック積工〔標準単価〕	19－42
第8節	排水構造物工〔標準単価〕	19－45
第9節	道路標識設置工〔市場単価〕	19－48
第10節	構造物とりこわし工〔標準単価〕	19－53
第11節	鉄筋挿入工（ロックボルト工）〔市場単価〕	19－56

第20章 建設機械等損料・賃料

第1節	留意事項	20－1
第2節	建設機械損料算定表	20－2

※ 治山林道必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」によるものとし、適用に当たっては、「第1章 総則」1－1の5を参照すること。

第10章 型枠・コンクリート工

第1節	コンクリート工総則	10-1
1-1	適用範囲	10-1
1-2	生コンクリートの配合	10-2
第2節	コンクリート工（治山ダム工等）	10-4
2-1	適用範囲	10-4
2-2	コンクリート打設工法の選定	10-4
2-3	材料の使用量	10-5
2-4	コンクリートポンプ車打設（治山ダム工等）	S1708 S1726 10-5
2-5	コンクリートクレーン車投入打設（治山ダム工等）	S1711 10-8
2-6	コンクリート人力投入打設	10-9
2-7	コンクリート養生工	(S1795) 10-9
第3節	型 枠 工	10-12
3-1	治山ダム型枠	S1820 10-12
3-2	丸太残存型枠工（治山ダム用）	S1822 10-13
3-3	鉄 筋 工	10-14
第4節	打 継 面 処 理	10-15
4-1	チッピング	S1735 10-15
4-2	打継面清掃	S1740 10-15
4-3	止水板設置	S1743 10-16
4-4	目地板設置	10-16
4-5	水平打継面処理工（挿し筋）	S1738 10-17

K：補正係数

種 別	丸太材
補正係数	+0.07

3-2-4 単 価 表

(100m²当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
一 般 世 話 役		人		
型 枠 工		〃		
普通作業員（山林砂防工）		〃		
丸 太 材	末口8～14cm L=2.0～3.0m	m ³		
リ ッ プ 溝 形 鋼	100×50×20×3.2	t		
ボ ル ト	M20×35 ナット・丸座金含む	組		
路 盤 紙	ターポリン紙系	m ²		
諸 雑 費		式	1	労務費の合計額に対する率
計				

3-3 鉄筋工

※ 本歩掛は、林野庁HP「積算基準」内の「2.森林整備保全事業標準歩掛」に掲載されている
「標準歩掛」新旧対照表」第1編 第3コンクリート工 3-2鉄筋工による。
(https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html)

4-5 水平打継面処理工（挿し筋）

S 1738

4-5-1 適用範囲

本歩掛は、治山ダムの水平打継面に挿し筋による継手を施工する場合に適用する。

4-5-2 形状・寸法

挿し筋による継手を行う場合の使用材料の形状・寸法は下記を標準とする。

規 格	U 型	I 型
鉄 筋 径	D19 (SD345)	D16~25 (SD345)
長 さ	2.16m/本	備考による

備考 I型の鉄筋寸法については、別途計算の上、寸法を決定すること。

4-5-3 施工歩掛

(1) 鉄筋加工

(1 t 当たり)

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
一 般 世 話 役		人	0.1	
鉄 筋 工		〃	1.7	
普通作業員（山林砂防工）		〃	0.2	
ラフテレーンクレーン運転	排出ガス対策型(2014年規制) 油圧伸縮ジブ型25 t 吊	日	0.04	
諸 雑 費 率		%	12	

- 備考 1. ラフテレーンクレーンは賃料とする。
 2. 諸雑費は、鉄筋曲機・鉄筋切断機・電力にかかる経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。
 3. 鉄筋加工に伴う現場内小運搬を含む。

(2) 鉄筋建込

(100本当たり)

名 称	規 格	単位	数 量		摘 要
			U型	I 型	
一 般 世 話 役		人	0.18	0.10	
普通作業員（山林砂防工）		〃	0.72	0.41	

(3) 鉄筋使用量

鉄筋の使用量は次式による。

$$\text{鉄筋使用量} = \text{設計量} \times (1 + K) \quad K: \text{補正係数} + 0.03$$

4-5-4 単 価 表

水平打継面処理工（挿し筋）

S 1738

(100本当たり)

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
鉄 筋	D19 (SD345)	t		
一 般 世 話 役		人		鉄筋加工手間
鉄 筋 工		〃		〃
普通作業員（山林砂防工）		〃		〃
ラフテレーンクレーン運転	排出ガス対策型(2014年規制) 油圧伸縮ジブ型25 t 吊	日		〃
諸 雑 費		%	12	〃
一 般 世 話 役		人		鉄筋建込手間
普通作業員（山林砂防工）		〃		〃
計				

第19章 市場単価・標準単価

第1節 積算運用	19-1
1-1 市場単価・標準単価の定義	19-1
1-2 適用にあたっての留意事項	19-1
1-3 変更設計における施工規模（加算率）の取扱い	19-2
1-4 随意契約による調整を行う工事における施工規模（加算率）の取扱い	19-2
第2節 区画線工〔標準単価〕	19-3
2-1 区画線工 S4020	19-3
第3節 防護柵設置工〔市場単価〕	19-6
3-1 ガードレール設置・撤去工 S4030 S4032 S4034 S4036 S4038	19-6
3-2 落石防護柵設置・撤去工 S4100 S4102 S4104	19-10
3-3 落石防止網設置工 S4110 S4111 S4112	19-16
第4節 法面工〔市場単価〕	19-21
4-1 法面工 S4050 S4051 S4052 S4053 S4055	19-21
4-2 吹付砕工 S4041 S4042	19-31
第5節 道路反射鏡設置工〔標準単価〕	19-36
5-1 道路反射鏡設置・撤去工 S4170	19-36
第6節 視線誘導標設置工〔市場単価〕	19-39
6-1 視線誘導標設置・撤去工 S4160 S4162	19-39
第7節 コンクリートブロック積工〔標準単価〕	19-42
7-1 コンクリートブロック積工 S4180 (S4186)	19-42
第8節 排水構造物工〔標準単価〕	19-45
8-1 排水構造物工 S4190 S4191 S4192 S4195	19-45

第 9 節	道路標識設置工〔市場単価〕	19-48
9-1	道路標識設置工 S 4090 S 4093 S 4095 S 4097 S 4099	19-48
第 10 節	構造物とりこわし工〔標準単価〕	19-53
10-1	構造物とりこわし工 S 4120	19-53
第 11 節	鉄筋挿入工（ロックボルト工）〔市場単価〕	19-56
11-1	鉄筋挿入工（ロックボルト工） S 4060 S 4062 S 4064	19-56

コード	施工単価コード名称	ページ
第2節 区画線工〔標準単価〕		
S 4020	区画線設置工（標準単価）	19－3
第3節 防護柵設置工〔市場単価〕		
S 4030	ガードレール設置工（市場単価）	19－6
S 4032	ガードレール設置工（耐雪型）（市場単価）	19－6
S 4034	ガードレール撤去工（市場単価）	19－6
S 4036	ガードレール設置工（景観型）（市場単価）	19－6
S 4038	ガードレール設置工（耐雪景観型）（市場単価）	19－6
S 4100	落石防護柵（中間、端末支柱設置・撤去）（市場単価）	19－10
S 4102	落石防護柵（ロープ金網設置・撤去）（市場単価）	19－10
S 4104	落石防護柵（ステーロープ設置）（市場単価）	19－10
S 4110	落石防止網（金網・ロープ設置）（市場単価）	19－16
S 4111	落石防止網（アンカー設置）（市場単価）	19－16
S 4112	落石防止網（ポケット式支柱設置）（市場単価）	19－16
第4節 法面工〔市場単価〕		
S 4041	吹付砕工（市場単価）	19－31
S 4042	ラス張工（法面清掃）（市場単価）	19－31
S 4050	モルタル吹付工（市場単価）	19－21
S 4051	コンクリート吹付工（市場単価）	19－21
S 4052	植生工（機械播種施工）（市場単価）	19－21
S 4053	植生工（人力施工）（市場単価）	19－21
S 4055	繊維ネット工（市場単価）	19－21
第5節 道路反射鏡設置工〔標準単価〕		
S 4170	道路反射鏡設置・撤去工（標準単価）	19－36
第6節 視線誘導標設置工〔市場単価〕		
S 4160	視線誘導標設置工（市場単価）	19－39
S 4162	視線誘導標撤去工（市場単価）	19－39
第7節 コンクリートブロック積工〔標準単価〕		
S 4180	コンクリートブロック積工（標準単価）	19－42
(S 4186)	積ブロック工（ブロック積工）（標準単価）	19－42
第8節 排水構造物工〔標準単価〕		
S 4190	排水構造物工（U型側溝）（標準単価）	19－45
S 4191	排水構造物工（自由勾配側溝）（標準単価）	19－45
S 4192	排水構造物工（蓋版）（標準単価）	19－45
S 4195	排水構造物工（横断溝）（標準単価）	19－45

コード	施工単価コード名称	ページ
第9節 道路標識設置工〔市場単価〕		
S 4090	標識柱・基礎設置（路側式）（市場単価）	19－48
S 4093	標識板設置（案内標識（新設））（市場単価）	19－48
S 4095	標識板設置（警戒・規制等）（市場単価）	19－48
S 4097	標識柱・基礎撤去（路側式）（市場単価）	19－48
S 4099	標識板撤去（市場単価）	19－48
第10節 構造物とりこわし工〔標準単価〕		
S 4120	構造物とりこわし工（標準単価）	19－53
第11節 鉄筋挿入工（ロックボルト工）〔市場単価〕		
S 4060	鉄筋挿入工（ロックボルト工）（市場単価）	19－56
S 4062	削孔機械の上下移動（市場単価）	19－56
S 4064	仮設足場の設置・撤去（市場単価）	19－56

第1節 積算運用

1－1 市場単価・標準単価の定義

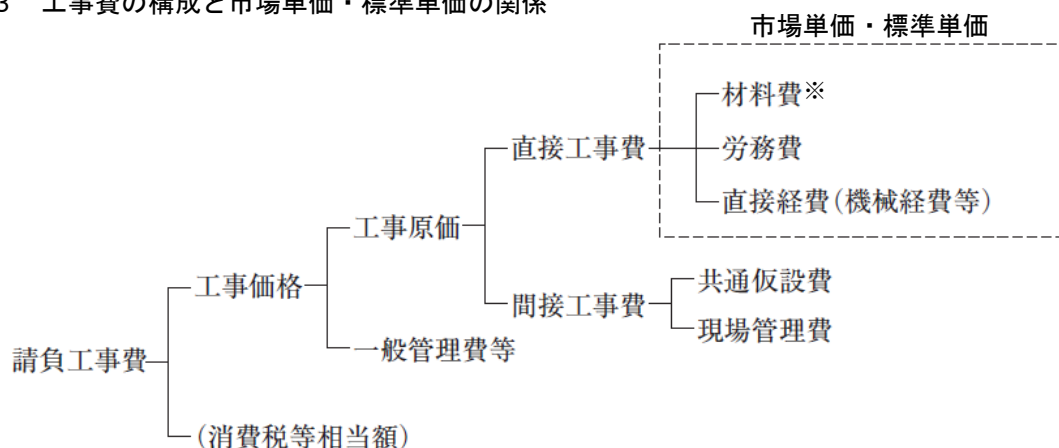
1 市場単価

市場単価とは、材料費、労務費及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場での取引価格をいい、元請業者による直営施工に代わり、下請の専門工事業者による施工が一般的になっている工種についての、元請・下請間の取引市場において形成された直接工事費に相当する単価である。

2 標準単価

標準単価とは、標準的な工法による施工単位当たりの工事費で、工事業者の実行予算に基づき、調査により得られた材料費、歩掛等によって算定した価格である。

3 工事費の構成と市場単価・標準単価の関係



※ 工種により、材料費を含まない場合がある。

1－2 適用にあたっての留意事項

- 1 冬期工事における労務費の補正が必要な工事についても、市場単価・標準単価を適用する。
- 2 山林砂防工を適用する箇所には適用しない。
- 3 現場条件等により、時間的制約を受ける場合や夜間作業を行う場合は、新潟県土木部積算基準〔1 一般土木〕全国版 その1 第VI編土木工事標準単価及び市場単価による。ただし、施工規模による補正と時間的制約による補正が重複する場合は、施工規模による補正のみとする。
- 4 地理的条件により、地元市町村役場（支所等を含む）から施工現場までの移動時間（片道）が1時間を超える場合は、10%の割増補正を行うことができる。ただし、時間的制約を受ける場合の補正係数を適用する場合は、10%の割増補正を重複して適用しない。
- 5 材料費を含まない市場単価・標準単価について、施工単価（Sコード）内で材料費を付加している場合は、市場単価・標準単価の構成表に「※」で注記している。

1－3 変更設計における施工規模（加算率）の取扱い

1 「第2節 鉄筋工〔市場単価〕」及び「第5節 法面工〔市場単価〕」

区 分		積 算 の 考 え 方		
施工箇所	工 種	単価適用日	施工規模の扱い	備 考
当初発注と同じ箇所	変更なし (同一工種)	既契約時点	変更数量を施工規模とし、それに応じた加算率を適用する。	同一工種で継続施工が可能な場合は、合計数量による加算率を適用する。
	変更あり (新工種)	変更指示時点	変更新工種数量を施工規模とし、それに応じた加算率を適用する。	
当初発注にない新規施工箇所	変更なし (同一工種)	既契約時点	新規施工数量を施工規模とし、それに応じた加算率を適用する。	
	変更あり (新工種)	変更指示時点		

- (注) 1. 継続施工とは、一旦搬入した機械を現場から撤去せず継続して施工する場合をいう。
2. 鉄筋工における工種とは、擁壁工、函渠工等の契約目的物工種をいう。
3. 法面工における工種の「変更あり」とは、例えば当初はモルタル吹付けであったものが、変更によりコンクリート吹付けで施工する場合をいう。

2 1以外の工種

区 分		積 算 の 考 え 方		
施工箇所		単価適用日	施工規模の扱い	備 考
当初発注と同じ箇所		既契約時点	変更数量を施工規模とし、それに応じた加算率を適用する。	同一工種で継続施工が可能な場合は、合計数量による加算率を適用する。
当初発注にない新規施工箇所		変更指示時点	新規施工数量を施工規模とし、それに応じた加算率を適用する。	

(注) 継続施工とは、一旦搬入した機械を現場から撤去せず、継続して施工する場合をいう。

1－4 随意契約による調整を行う工事における施工規模（加算率）の取扱い

随意契約による調整を行う工事の場合は、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

第2節 区画線工〔標準単価〕

2-1 区画線工

S4020

1 適用範囲

(1) 標準単価が適用できる範囲

- ① 道路に設置する区画線の設置・消去。
- ② 設置作業のうち、溶剤型及び水性型ペイント式（車載式）の作業。

(2) 標準単価が適用できない範囲

- ① 設置作業のうち、ペイント式（手動）の場合。
- ② コンクリート舗装の上に設置された区画線の消去の場合。
- ③ 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- ④ その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 標準単価の設定

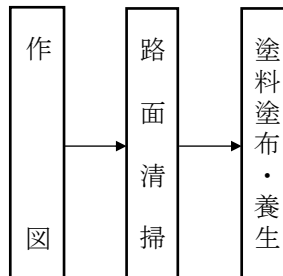
(1) 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

① 区画線設置

S4020

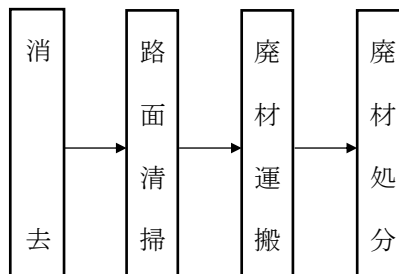
工 種	標準単価		
	機	労	材
区画線設置 (ペイント式)	○	○	※ ×



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
 2. 水性型ペイント式による区画線設置で発生した塗料廃液の処分費を含む。
 3. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
 4. 材料費（※）は、必要により本施工単価（S4020）で計上する。

② 区画線消去

工 種	標準単価		
	機	労	材
区画線消去 (削取り式)	○	○	/



- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
 3. 消去後のバーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
 4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。
 5. 排水性舗装には適用しない。

(2) 標準単価の規格・仕様

区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

区画線設置（ペイント式・車載式）

規 格 ・ 仕 様			単位	日当たり標準施工量	
				供用区間	未供用区間
溶剤型・水性型 (加熱式・常温式)	実線	15cm	m	2,450	3,123
	破線	15cm	m	2,050	2,613

(注) 1. 線色は白色または黄色とする。

2. 破線は塗布延長とする。

区画線消去

規 格 ・ 仕 様		単位	日当たり標準施工量
削り取り式	15cm換算	m	255

(注) 一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線の消去は、削り取り式を標準とする。

3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記号	備 考
未供用区間に 施工する場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる 規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量

(2) 補正係数の数値

区 分	記号	区画線設置 (ペイント式)	区画線消去 (削り取り式)
未供用区間に 施工する場合	K ₁	0.79	-

4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価^(注1)×設計数量＋材料費^(注2)

(注1) 設計単価＝標準単価（機械・労務）×K₁

(注2) 材料費＝主材料単価×使用数量×（1＋材料諸雑費率）

※主材料は塗料、ガラスビーズ、燃料である。

※材料諸雑費は、プロパンガス、希釈剤等の費用であり、材料諸雑費率は0.03（ペイント式）とする。

＜施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合＞

- 1日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、新潟県土木部積算基準〔1 一般土木〕県版「第Ⅰ編 第12章 1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。
- 表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で、「1日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。
- 1日未満で完了する場合の積算方法については、平成29年12月25日付け「区画線工における1日未満で完了する作業の積算方法について（通知）」による。

5 適用にあたっての留意事項

- (1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。

区 分	工 事 種 別	
供 用 区 間	維 持 修 繕 工 事	維持修繕工事に伴う区画線工事
	現 道 拡 幅 工 事 等	現道拡幅工事に伴う区画線工事
	交通安全工事（１種）	交差点改良、停車帯等の交通安全工事（１種）に伴う区画線工事
	交通安全工事（２種）	現道の区画線の補修工事
未供用区間	バ イ パ ス 工 事 等	バイパス新設など未供用区間の区画線工事

- (2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。
 (3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。
 (4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。
 (5) 水性型ペイント式は、気温５℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。

また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。

<参考資料>

- (1) 区画線工で使用する一般的な材料仕様

規格・仕様（同等以上）	種 別	施 工 方 式
JIS K 5665 １種 A JIS K 5665 １種 B	トラフィックペイント常温型	水性型ペイント式 溶剤型ペイント式
JIS K 5665 ２種 A JIS K 5665 ２種 B	トラフィックペイント加熱型	水性型ペイント式 溶剤型ペイント式
JIS R 3301	ガラスビーズ	各方式に合わせて使用

- (2) 標準的な材料使用量

ペイント式（車載式） (1,000m当たり)

名 称	区 分	単位	実線15cm	破線15cm
塗 料	加熱式で施工する場合	ℓ	70	70
	常温式で施工する場合	ℓ	50	50
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59
	常温式で施工する場合	kg	39	39
軽 油	供用区間に施工する場合	ℓ	40	48
	未供用区間に施工する場合	ℓ	31	37

- (注) １．使用材料の塗料、ガラスビーズは、ロス分を含む数量である。
 ２．プロパンガス、希釈剤等の費用は、主材料（塗料、ガラスビーズ、燃料）の３％を計上する。

区画線消去（削取り式） (1,000m当たり)

名 称	単位	15cm換算
軽 油	ℓ	71
ガ ソ リ ン	ℓ	49

第3節 防護柵設置工〔市場単価〕

3-1 ガードレール設置・撤去工

S4030

S4032

S4034

S4036

S4038

1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（ガードレール）に適用する。

(1) 市場単価が適用できる範囲

① 新設・更新、撤去工事。

(2) 市場単価が適用できない範囲

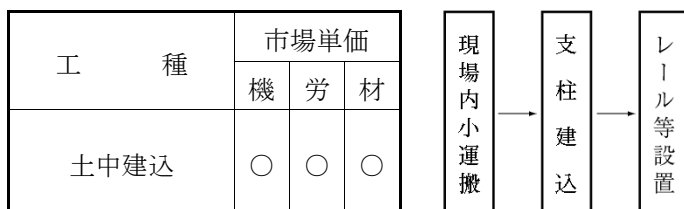
- ① 橋梁建込の場合。
- ② ベースプレート式ガードレールの場合。
- ③ 2「(2) 市場単価の規格・仕様」以外の製品の場合。
- ④ 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。
- ⑤ 事故後の復旧工事（撤去）。
- ⑥ 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- ⑦ その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 市場単価の設定

(1) 市場単価の構成と範囲

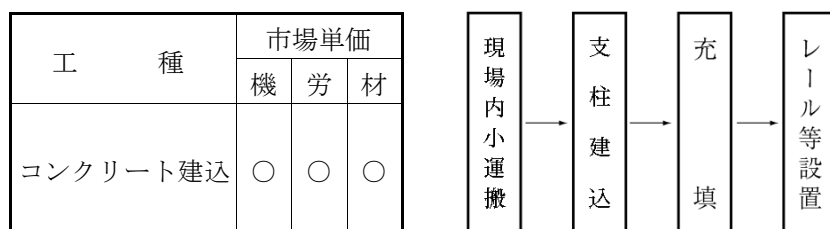
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

- ① ガードレール設置工（土中建込） S4030（耐雪型：S4032）
- ② ガードレール設置工（景観型）（土中建込） S4036（耐雪型：S4038）



- (注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（ブロンアスファルト、砂〔労務費・材料費〕）が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。
2. 耐雪型は、根巻コンクリート（労務費・材料費）を含む。
3. 耐雪型は、ビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。

- ③ ガードレール設置工（コンクリート建込） S4030（耐雪型：S4032）
- ④ ガードレール設置工（景観型）（コンクリート建込） S4036（耐雪型：S4038）



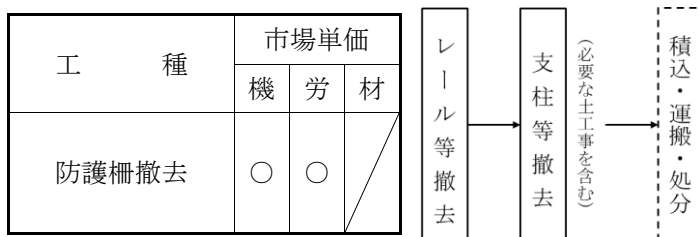
- (注) 1. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材（プロ

ンアスファルト、砂〔労務費・材料費〕を含む。

2. 耐雪型（コンクリート建込）は、ビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。

⑤ ガードレール撤去工（土中建込・コンクリート建込）

S4034



（注） 1. 撤去後における仮置き（現場内）の有無に関わらず適用できる。

2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無に関わらず適用できる。

（2）市場単価の規格・仕様

防護柵設置工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

設置

区 分	規格・仕様	単位
土中建込	塗装品	G r-C-4 E
コンクリート建込		G r-C-2 B

設置（耐雪型）

区 分	規格・仕様	単位
土中建込	塗装品	G r-C 2-3 E
		G r-C 3-2 E
コンクリート建込		G r-C 2-2 B
		G r-C 3-2 B

撤去

区 分	規格・仕様	単位
土中建込	塗装品	G r-C-4 E
		(旧 G r-C p-2 E)
コンクリート建込		G r-C-2 B
		(旧 G r-C p-2 B)

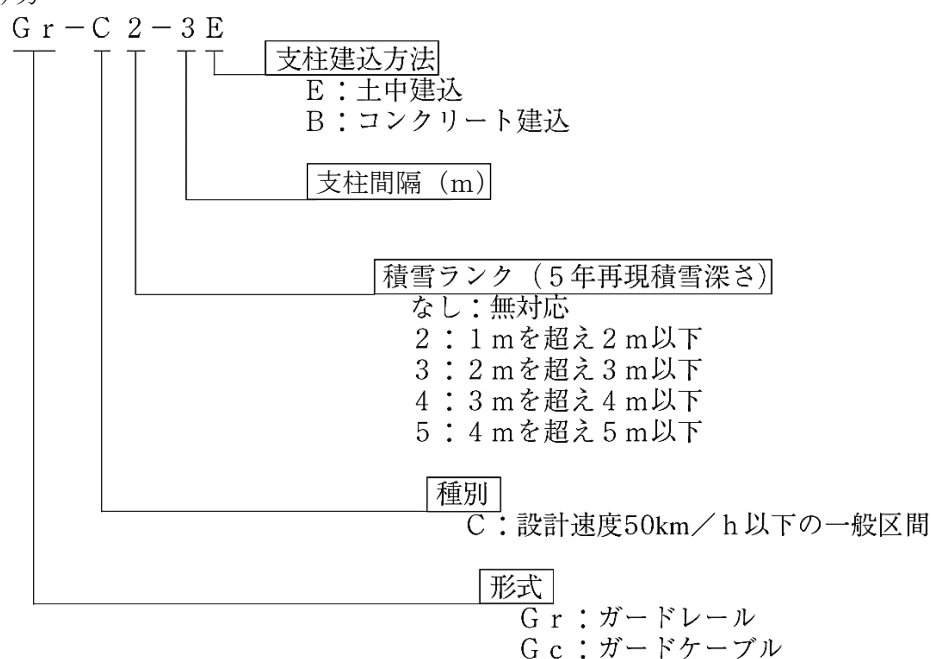
撤去（耐雪型）

区 分	規格・仕様	単位
土中建込	塗装品	G r-C 2-3 E
		G r-C 3-2 E
コンクリート建込		G r-C 2-2 B
		G r-C 3-2 B

注）（旧）の規格は、防護柵設置要綱（昭和47年10月）対応のもの。

その他の規格は、防護柵の設置基準・同解説（平成10年11月）対応のもの。

＜参考＞ 記号の読み方



3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃	
補正係数	曲線部	曲線部（半径30m以下）の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価に係数で補正する。	K ₁	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

区分		記号	防護柵設置		防護柵撤去
			土中建込	コンクリート建込	
加算率	施工規模	S ₀	(100m以上) 0%	(100m以上) 0%	—
		S ₁	(50m以上100m未満) 10%	(21m以上100m未満) 20%	—
		S ₂	(21m以上50m未満) 20%	(21m未満) 50%	—
		S ₃	(21m未満) 60%	—	—
補正係数	曲線部	K ₁	1.10	1.10	—

(注) 防護柵設置の施工規模は、土中建込、コンクリート建込それぞれ 1 工事の全体数量で判断する。

4 加算額の適用基準

規 格 ・ 仕 様			適 用 基 準	単位	備 考
加 算 額	標準支柱より 長い場合 (B・Cタイプ°)	支柱間隔 4 m	支柱を長くする必要のある場合は、12cm増す毎 に対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算 する。	m	対象数量
		支柱間隔 3 m			
		支柱間隔 2 m			
	曲げ支柱の 場合 (B・Cタイプ°)	支柱間隔 4 m	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。		
		支柱間隔 3 m			
		支柱間隔 2 m			

5 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価^(注1)×設計数量＋加算額総金額^(注2)

(注1) 設計単価＝標準の市場単価×(1＋S₀ or S₁ or S₂ or S₃/100)×(K₁)

(注2) 加算額総金額＝加算額×使用数量

6 適用にあたっての留意事項

- (1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。

設置手間＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費^{※1}

※1 曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費^{※2}＋曲げ加工費）とする。

また、21m未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合は標準材料費を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費を30%割増）を控除すること。

※2 21m以上の場合における、物価資料に掲載のある標準材料費（m単価）を指す。

- (2) 景観色ガードレールの設置費（機・労・材）の算出は、次式による。

（景観色ガードレールとは、景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品）

設置費＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費^{※1}＋材料費（景観色）^{※3}

※3 21m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費（景観色）に施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合は標準材料費^{※2}を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費^{※2}を30%割増）を加算すること。

- (3) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレールC種・積雪ランク4及び5は、上級種別の規格を適用する。

- (4) 移設の設置手間（機・労）の算出は、次式による。

移設手間＝{撤去単価（標準の市場単価）×補正係数}

＋{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数－材料費^{※1}}

- (5) 耐雪型ガードレールにおける根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用可能。

- (6) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間を別途計上する。

3-2 落石防護柵設置・撤去工

S4100

S4102

S4104

1 適用範囲

本資料は市場単価方式による落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去工に適用する。

(1) 市場単価が適用できる範囲

- ① 防護柵設置工のうち、落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去に適用し、柵高は4 m以下、支柱間隔は3 m（耐雪型（上弦材付き）は3 m、2 m）とする。
- ② 落石対策便覧（平成29年度版）に対応した製品を採用する場合。

(2) 市場単価が適用できない範囲

- ① 柵高が1.5m未満、または4 mを超える場合。
- ② 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。
- ③ 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付き）で柵高が3 mを超える場合。
- ④ 落雪（せり出し）防護柵の場合。
- ⑤ 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。
- ⑥ 高エネルギー吸収柵の場合。
- ⑦ 落石対策便覧（平成12年度版）に対応した製品を採用する場合。
- ⑧ 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- ⑨ その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 市場単価の設定

(1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

① 落石防護柵（中間、端末支柱設置・撤去）

S4100

工 種	市場単価		
	機	労	材
支柱設置工 （中間及び端末）	○	○	○

- (注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。
2. 索端金具・Uボルトの材料費及び設置費を含む。

② 落石防護柵（ロープ、金網設置・撤去）（間隔保持材付き）

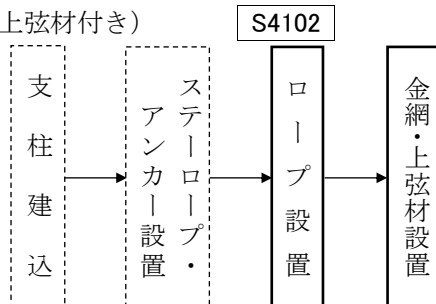
S4102

工 種	市場単価		
	機	労	材
ロープ・金網設置工 （間隔保持材付き）	○	○	○

- (注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。
2. 間隔保持材が必要ない場合は補正係数にて補正すること。

③ 落石防護柵（ロープ・金網設置・撤去）（上弦材付き）

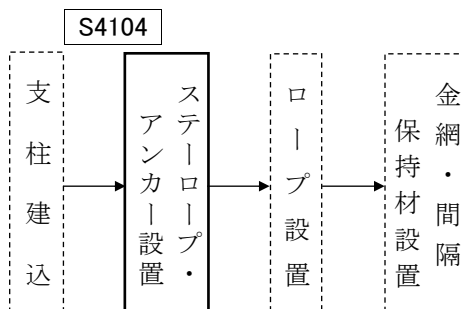
工 種	市場単価		
	機	労	材
ロープ・金網設置工 （上弦材付き）	○	○	○



（注）材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

④ 落石防護柵（ステーロープ設置）

工 種	市場単価		
	機	労	材
ステーロープ設置工	○	○	○



（注）材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

(2) 市場単価の規格・仕様

落石防護柵設置工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

中間支柱設置工

区 分	規格・仕様	単位
柵高 1.50m	メッキ	本
柵高 2.00m		
柵高 2.50m		
柵高 3.00m		
柵高 3.50m		
柵高 4.00m		

端末支柱設置工

区 分	規格・仕様	単位
柵高 1.50m	メッキ	本
柵高 2.00m		
柵高 2.50m		
柵高 3.00m		
柵高 3.50m		
柵高 4.00m		

ロープ・金網設置工（間隔保持材付き）

区 分	規格・仕様	単位
柵高 1.50m	ロープ本数 5本	m
柵高 2.00m	ロープ本数 7本	
柵高 2.50m	ロープ本数 8本	
柵高 3.00m	ロープ本数 10本	
柵高 3.50m	ロープ本数 12本	
柵高 4.00m	ロープ本数 13本	

ロープ・金網設置工（上弦材付き）

区 分	規格・仕様	単位
柵高 1.50m	ロープ本数 5本	m
柵高 2.00m	ロープ本数 7本	
柵高 2.50m	ロープ本数 8本	
柵高 3.00m	ロープ本数 10本	

ステーロープ設置工

区 分	規格・仕様	単位
ステーロープ	岩盤用アンカー込み	本

(3) 加算率・補正係数

① 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記号	備考
加算率	施 工 規 模	標 準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₁	
補正係数	支柱メッキ+焼付塗装の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	間隔保持材なしの場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	厚 メ ッ キ	表面仕様が厚メッキ（Z-G S 7）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	撤 去	金網・ロープ、支柱を撤去する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	

② 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	支柱設置工		ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き)	ロープ・金網設置工 (上弦材付き)	ステーロープ 設 置 工
			中間支柱	端末支柱			
加算率	施 工 規 模	S ₀	—	—	(15m以上) 0%	—	—
		S ₁	—	—	(15m未満) 10%	—	—
補正係数	支柱メッキ+焼付塗装の場合	K ₁	1.35 (1.50)	1.20 (1.30)	—	—	—
	間隔保持材なしの場合	K ₂	—	—	0.90	—	—
	厚 メ ッ キ	K ₃	—	—	1.05	1.05	—
	撤 去	K ₄	0.10	0.05	0.25	0.20	—

- (注) 1. 施工規模は、1 工事における落石防護柵と耐雪型落石防護柵の合計数量で判定する。
2. 撤去の補正係数（K₄）を適用する場合は、（K₁）、（K₂）、（K₃）の補正係数は適用できない。
- また、支柱の撤去は、ステーロープの撤去の有無を問わず適用できる。
3. 補正係数の（ ）内の係数は、柵高3.5m以上に適用する。

(4) 加 算 額

規 格 ・ 仕 様			適 用 基 準	単位	備考
加 算 額	曲支柱の場合	柵高3.5m以下	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	本	対象数量
		柵高4.0m			

(5) 直接工事費の算出

直接工事費＝（設計単価^(注1)×設計数量）＋加算額総合計^(注2)

（注1）設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀orS₁／100）×（K₁×K₂×K₃）

撤去の場合：設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀orS₁／100）×K₄

（注2）加算額総合計＝加算額×総数量

3 適用にあたっての留意事項

- (1) 支柱は溶融亜鉛メッキ2種（HDZT77）を標準とする。
なお、メッキ＋焼付塗装（工場加工）は補正係数（K₁）により補正を行う。
- (2) 金網は亜鉛メッキを標準とする。
なお、亜鉛メッキはJIS G 3552の内、Z-GS3種、Z-GS4種を対象とし、Z-GS7種（厚メッキ）は補正係数（K₃）により補正を行う。
- (3) ロープ・金網設置工は支柱間隔に関わらず適用できる。
- (4) 間隔保持材なしの場合の補正係数（K₂）により、補正を行った場合の柵高とロープ本数は、下表のとおりである。

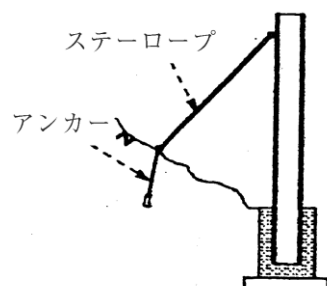
落石防護柵（間隔保持材なし）

区 分	規格・仕様
柵高 1.55m	ロープ本数 5本
柵高 2.00m	ロープ本数 6本
柵高 2.50m	ロープ本数 8本
柵高 3.00m	ロープ本数 9本
柵高 3.50m	ロープ本数 11本
柵高 4.00m	ロープ本数 13本

- (5) 撤去の場合の補正係数（K₄）は、落石防護擁壁の撤去は含まない。
- (6) 資材の持ち上げ範囲は10m以下とし、それを超える場合は別途とする。
- (7) 排土口（除石開閉口）の有無にかかわらず適用できる。
- (8) アンカーの規格・仕様は、φ25×1,000mmを標準とする。
- (9) ステーロープはφ18 3×7G／Oを標準とし、H形鋼を使用したものは対象外とする。

4 参 考 図

○ ステーロープ

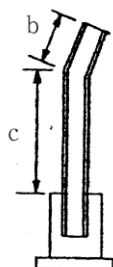
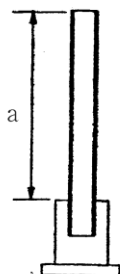


○ 落石防護柵の柵高

直支柱（標準）の場合

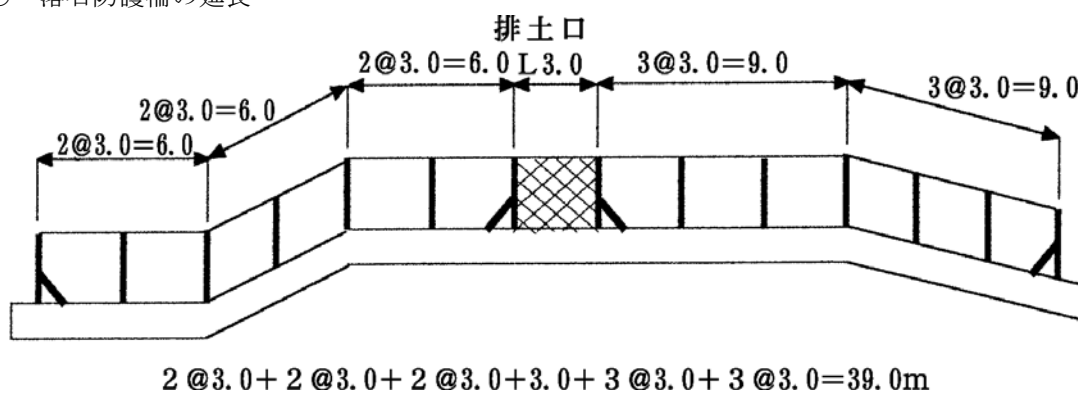
曲支柱の場合

柵高さ = a

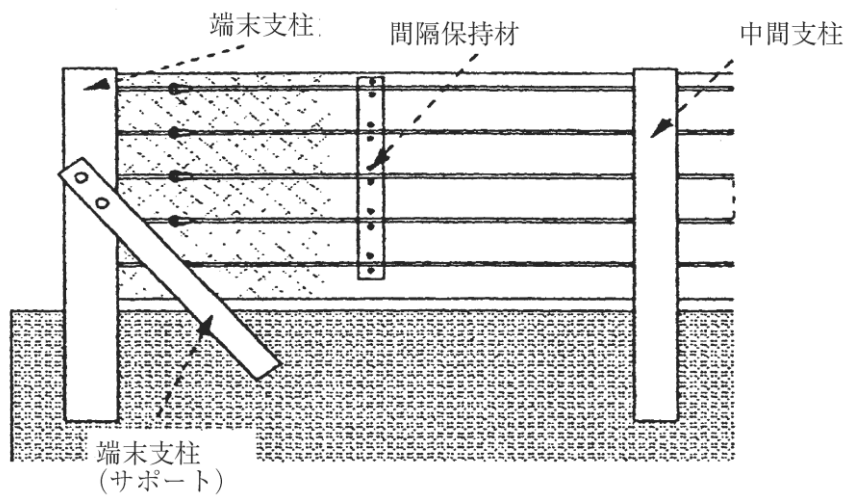


柵高さ = b + c

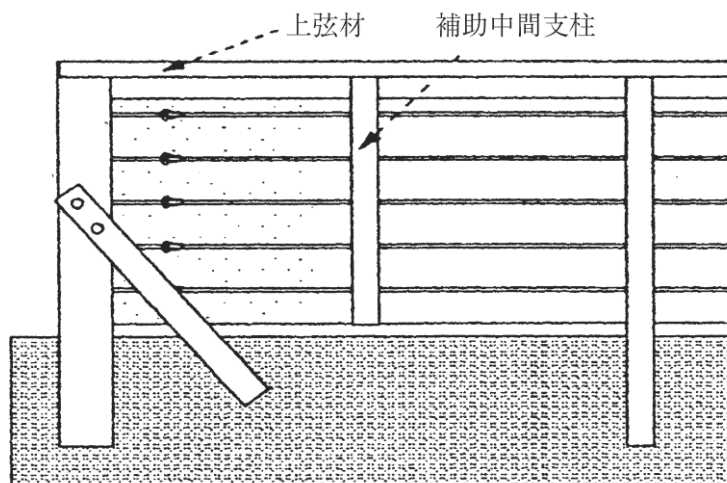
○ 落石防護柵の延長



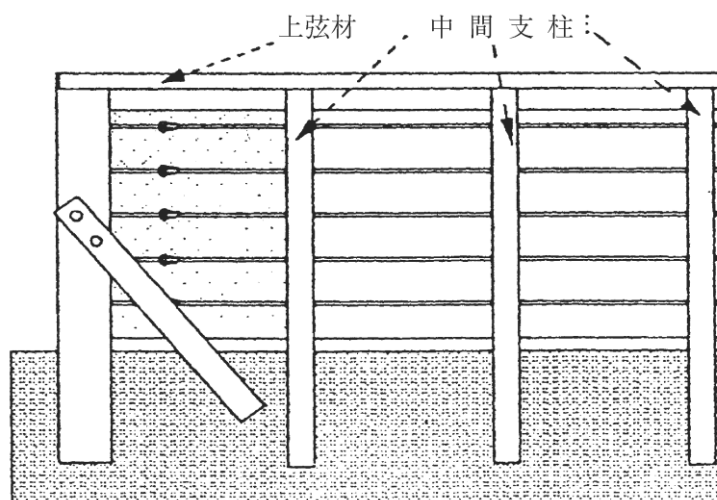
○ 落石防護柵（間隔保持材付き）



○ 耐雪型落石防護柵（上弦材付き）3.0m間隔



○ 耐雪型落石防護柵（上弦材付き）2.0m間隔



3-3 落石防止網設置工

1 適用範囲

S4110

S4111

S4112

本資料は、市場単価方式による落石防止網（ロックネット）設置工に適用する。

(1) 市場単価が適用できる範囲

- ① 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工及びポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。
- ② 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ、または現場塗装仕上げ（メッキなし）の場合。
- ③ 落石対策便覧（平成29年度版）に対応した製品を採用する場合。

(2) 市場単価が適用できない範囲

- ① 落石防止網（繊維網）設置工。
- ② ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工の場合。
- ③ ポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニポケット式（支柱据置式）による場合。
- ④ アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。
- ⑤ 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。
- ⑥ 落石対策便覧（平成12年度版）に対応した製品を採用する場合。
- ⑦ 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- ⑧ その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 市場単価の設定

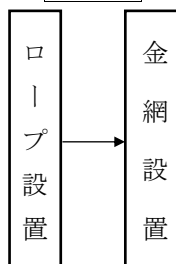
(1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

① 落石防止網（金網、ロープ設置）

S4110

工 種	市場単価		
	機	労	材
金網・ロープ設置	○	○	○



(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。

2. 金網の重ね、端部切断等のロス、クロスクリップ・結合コイル等の必要部材の材料費及び設置費を含む。

② 落石防止網（アンカー設置）

S4111

工 種	市場単価		
	機	労	材
アンカー設置	○	○	○


```

graph LR
    A[アンカー設置] --> B[残土の積込]
    B --> C[残土の運搬]
    C --> D[残土の処理（処分費）]
  
```

- （注） 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。
 2. 削孔、アンカー打込み及び充填材注入等の一連作業を含む。
 3. アンカー設置時に発生する残土処理（処分費）は含まない。

③ 落石防止網（ポケット式支柱設置）

S4112

工 種	市場単価		
	機	労	材
支柱設置	○	○	○


```

graph LR
    A[アンカー設置] --> B[支柱設置]
    B --> C[残土の積込]
    C --> D[残土の運搬]
    D --> E[残土の処理（処分費）]
  
```

- （注） 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。
 2. 支柱設置用アンカーの材料費及び設置費を含む。
 3. 支柱設置時に発生する残土の処理（処分費）は含まない。

(2) 市場単価の規格・仕様区分

落石防止網（ロックネット）設置工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

金網・ロープ設置

規 格 ・ 仕 様	単位
亜鉛メッキ 3・4 種（Z-G S 3・4） 線径2.6mm	㎡
亜鉛メッキ 3・4 種（Z-G S 3・4） 線径3.2mm	
亜鉛メッキ 3・4 種（Z-G S 3・4） 線径4.0mm	
亜鉛メッキ 3・4 種（Z-G S 3・4） 線径5.0mm	

- （注） 1. 表中の（ ）内は、J I S G 3 5 5 2による。
 2. 金網の表面仕様は、亜鉛メッキ 3・4 種（Z-G S 3・4 種）を標準とし、亜鉛メッキカラー 3・4 種（C-G S 3・4）、厚メッキ 7 種（Z-G S 7）、厚メッキカラー 7 種（C-G S 7）及び合成樹脂（ポリエチレン）被覆 3・4 種（E-G H 3・4）を使用する場合は、補正係数を適用する。

アンカー設置

規 格 ・ 仕 様			単位
岩 盤 用	D22mm×長1,000mm		箇所
	D25mm×長1,000mm		
	D29mm×長1,000mm		
	D32mm×長1,000mm		
土 中 用	羽根付アンカー	径25mm×長1,500mm	
	高耐力アンカー (プレート羽付)	アンカー有効長 1,500mm	
		アンカー有効長 2,000mm	
	高耐力アンカー (溝形鋼羽付)	アンカー有効長 1,500mm	
		アンカー有効長 2,000mm	

支柱設置

規 格 ・ 仕 様		単位
ポケット式支柱 (アンカー固定式)	支柱高 2.0m	箇所
	支柱高 2.5m	
	支柱高 3.0m	
	支柱高 3.5m	
	支柱高 4.0m	

(注) 支柱設置用のアンカーは岩盤用を標準とし、土中用の場合は補正係数を適用する。

(3) 加算率・補正係数

① 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記号	備考
加 算 率	施 工 規 模	標 準	S ₀	全体 数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
補 正 係 数	金網仕様 亜鉛メッキカラー	金網の表面仕様が亜鉛メッキカラー (C-G S 3・4) の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象 数量
	金網仕様 厚メッキ	金網の表面仕様が厚メッキ (Z-G S 7) の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	金網仕様 厚メッキカラー	金網の表面仕様が厚メッキカラー (C-G S 7) の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	金網仕様 合成樹脂被覆	金網の表面仕様が合成樹脂 (ポリエチレン) 被覆 (E-G H 3・4) の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	支柱設置用アンカー 土中用	支柱設置用アンカーが土中用の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	

② 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	金網・ロープ設置	アンカー設置	支柱の設置
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	(500㎡以上 (金網設置面積)) 0%		
		S ₁	(500㎡未満 (金網設置面積)) 10%		
補 正 係 数	金網仕様 亜鉛メッキカラー	K ₁	1.05	—	—
	金網仕様 厚メッキ	K ₂	1.05	—	—
	金網仕様 厚メッキカラー	K ₃	1.15	—	—
	金網仕様 合成樹脂被覆	K ₄	1.20	—	—
	支柱設置用アンカー 土中用	K ₅	—	—	1.05

- (注) 1. 施工規模は、1 工事における金網の設置面積の合計数量で判定する。
2. アンカー及び支柱の施工規模加算の適用は、金網の設置面積で判定する。

(4) 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価^(注)×設計数量

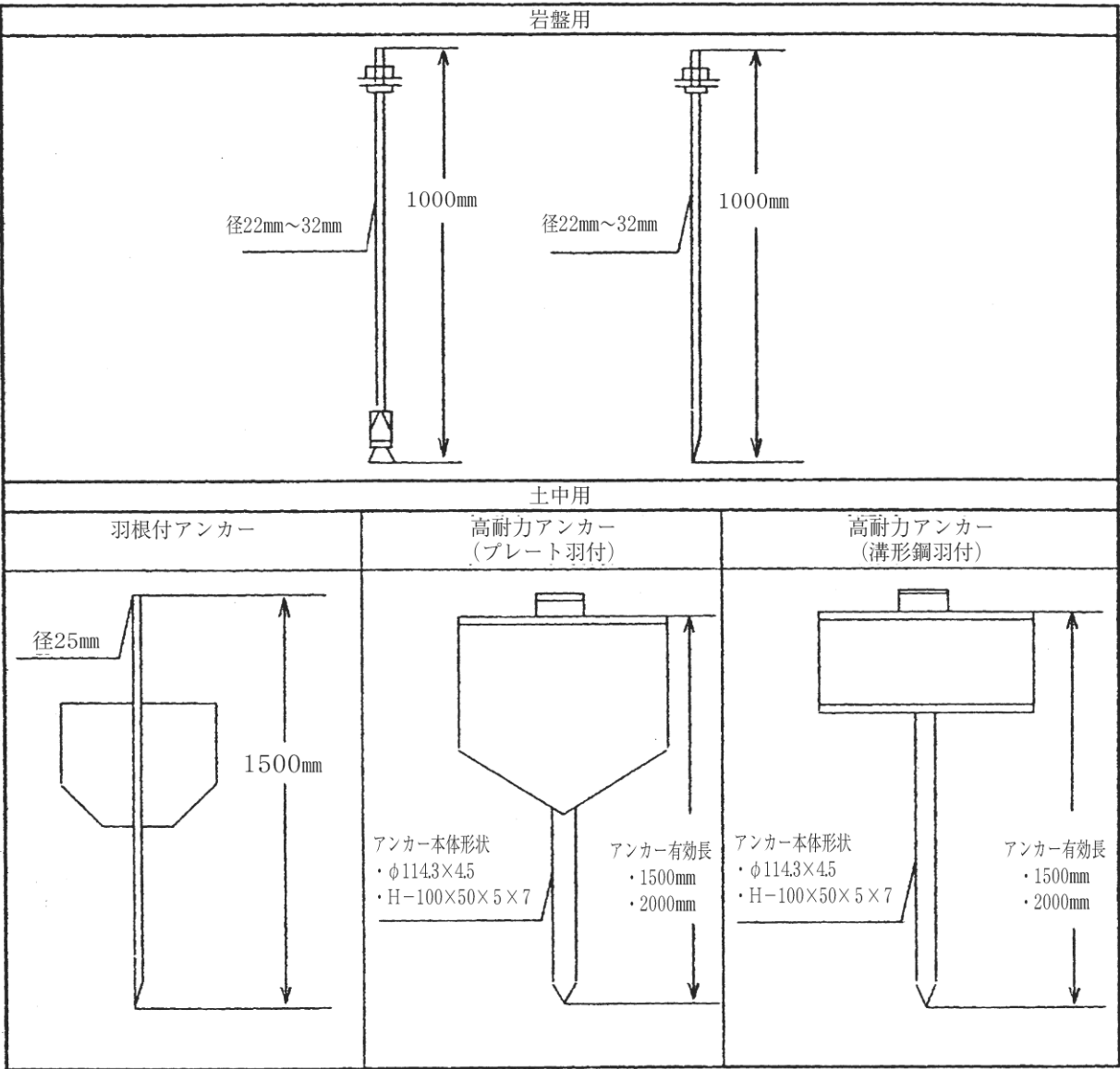
(注) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀or S₁/100)×(K₁or K₂or K₃or K₄×K₅)

3 適用にあたっての留意事項

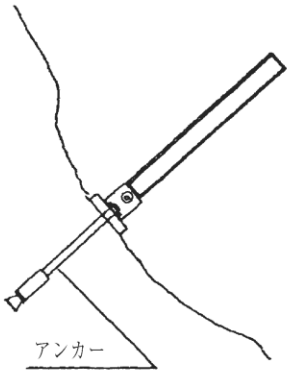
簡易ケーブルクレーンで資材を持上げる場合は、簡易ケーブルクレーンの設置・撤去に要する費用を別途計上する。

4 参 考 図

アンカー（岩盤用及び土中用）



ポケット式支柱（アンカー固定式）



第4節 法 面 工〔市場単価〕

4－1 法 面 工

S4050

S4051

S4052

S4053

S4055

1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。

(1) 市場単価が適用できる範囲

法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付砕工のうち砕内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）

(2) 市場単価が適用できない範囲

- ① 法面工のうち法面整形工、コンクリート法砕工、法面施肥工、吹付砕工（砕内吹付を除く）及び吹付法面とりこわし工
- ② モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、又は吹付けのホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合
- ③ 使用植物（種子）に花系及び表「主体種子」以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工
- ④ 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工
- ⑤ 吹付砕工の砕内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹き付ける場合
- ⑥ 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合
 - i) 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合
 - ii) 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの
 - iii) 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合
- ⑦ 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合
 - i) 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合
 - ii) 部分張り（目地張り、千鳥張り、市松張り）の場合
 - iii) 公園工事の場合
 - iv) 道路植栽工事の場合
- ⑧ 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合
- ⑨ モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工でラス・アンカーピン等の設置をしない場合
- ⑩ 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合
- ⑪ 夜間作業の場合
- ⑫ その他、規格・仕様等が適合しない場合

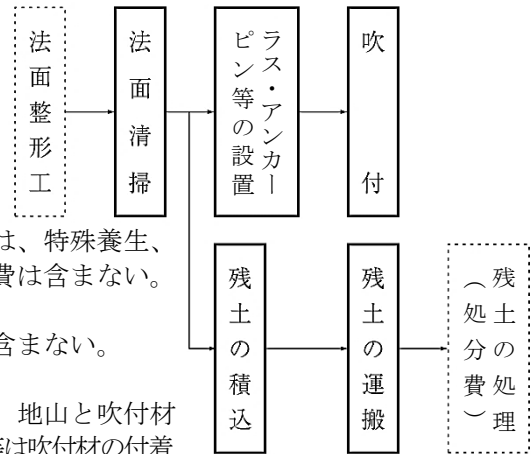
2 市場単価の設定

(1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

- ① モルタル吹付工 S4050、コンクリート吹付工 S4051、
植生基材吹付工（機械播種施工） S4052

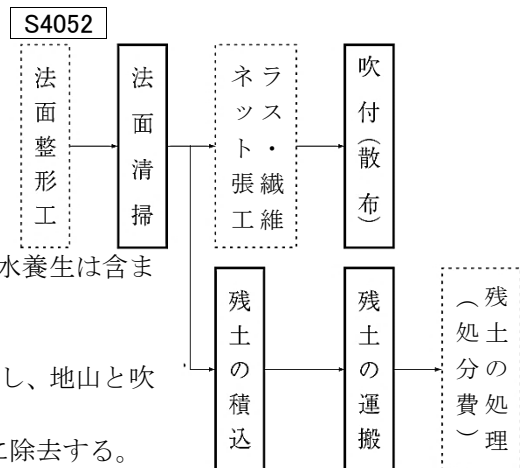
工 種	市場単価		
	機	労	材
モルタル吹付工			
コンクリート吹付工	○	○	○
植生基材吹付工			



- (注) 1. モルタル吹付工及びコンクリート吹付工には、特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。なお、必要な場合は別途計上する。
2. 植生基材吹付工には、吹付後の散水養生は含まない。
3. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
4. 法面清掃は、法面のゴミ、浮石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。
5. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。

- ② 客土吹付工・種子散布工（機械播種施工） S4052

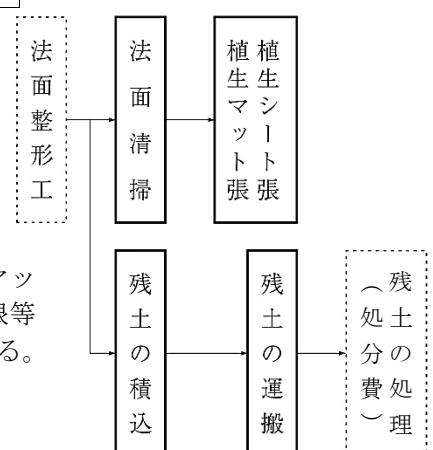
工 種	市場単価		
	機	労	材
客土吹付工			
種子散布工	○	○	○



- (注) 1. 客土吹付工及び種子散布工には、吹付後の散水養生は含まない。
2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
3. 法面清掃とは、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。
4. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。
5. 種子散布工は、顔料の使用の有無に関わらず適用できる。

- ③ 植生マット工・植生シート工（人力施工） S4053

工 種	市場単価		
	機	労	材
植生マット工			
植生シート工		○	○

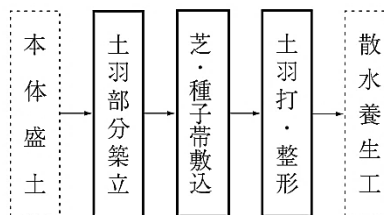


- (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
2. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山とマット・シートとの付着を良好にすることを示す。また、根等は、マット・シートの付着に支障が出る場合に除去する。
3. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。

④ 植生筋工・筋芝工（人力施工）

S4053

工 種	市場単価		
	機	労	材
植 生 筋 工 筋 芝 工	○	○	○

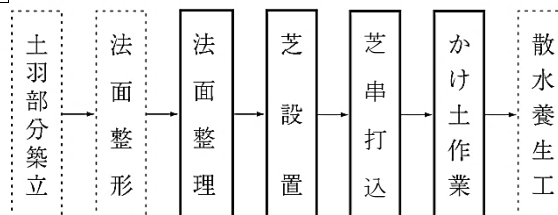


- (注) 1. 土羽土（材料費）は含まない。
2. 耳芝及び肥料等、必要な資材を含む。
3. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。

⑤ 張芝工（人力施工）

S4053

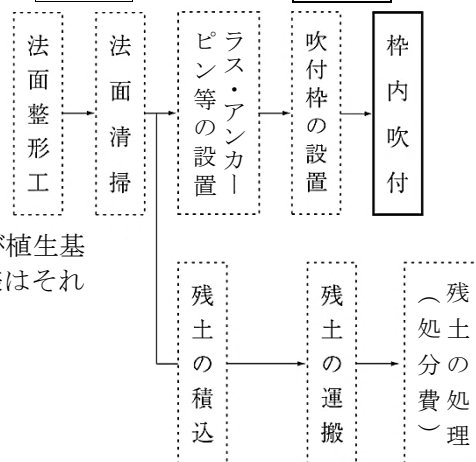
工 種	市場単価		
	機	労	材
張 芝 工	/	○	○



- (注) 1. 耳芝、芝串及び肥料等、必要な資材を含む。
2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。

⑥ モルタル S4050、コンクリート S4051、植生基材 S4052 枠内吹付工

工 種	市場単価		
	機	労	材
枠 内 吹 付 工 (吹付枠工)	○	○	○

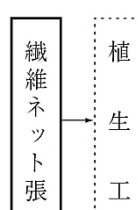


- (注) 枠内にモルタル、コンクリート及び植生基材を吹き付ける場合とし、規格仕様はそれぞれの工種に準ずる。

⑦ 繊維ネット工

S4055

工 種	市場単価		
	機	労	材
繊維ネット工 (緑化基礎工)	/	○	○



- (注) 材料ロス及び現場内小運搬を含む。

(2) 市場単価の規格・仕様

法面工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

モルタル吹付工

区分	規格・仕様	単位
モルタル吹付工	厚 5 cm	m ²
	厚 6 cm	
	厚 7 cm	
	厚 8 cm	
	厚 9 cm	
	厚 10 cm	

コンクリート吹付工

区分	規格・仕様	単位
コンクリート吹付工	厚 10 cm	m ²
	厚 15 cm	
	厚 20 cm	

機械播種施工による植生工

区分	規格・仕様	単位
植生基材吹付工	厚 3 cm	m ²
	厚 4 cm	
	厚 5 cm	
	厚 6 cm	
	厚 7 cm	
	厚 8 cm	
	厚 10 cm	
客土吹付工	厚 1 cm	m ²
	厚 2 cm	
	厚 3 cm	
種子散布工		m ²

人力施工による植生工

区 分	規格・仕様		単位
植 生 マ ッ ト 工	肥料袋付 (2重ネット)		m ²
植 生 シ ー ト 工	肥料袋無 (1重ネット)	標準品	
		環境品	
植 生 筋 工	人工筋芝 (種子帯)		
筋 芝 工	野芝・高麗芝		
張 芝 工	野芝・高麗芝 (全面張)		

(注) 植生シート工の環境品とは、分解 (腐食) 型及び循環型 (間伐材等使用) 製品を対象とし、標準品とは環境品以外の製品を対象とする。

ネット張工

区 分	規格・仕様	単位
繊維ネット工	肥料袋無 (1重ネット)	m ²
	肥料袋付 (2重ネット)	

主 体 種 子

草本類	外 来 種	トールフェスク クリーピングレッドフェスク オーチャードグラス ケンタッキーブルーグラス チモシー バミューダグラス バビアグラス ホワイイトクローバー ペレニアルライグラス イタリアンライグラス ベントグラス レッドトップ
	在 来 種	ヨモギ ススキ イタドリ メドハギ
木本類	在 来 種	ヤマハギ (皮取り) ヤマハギ (皮付き) コマツナギ

(注) 種子は外国産を対象とする。

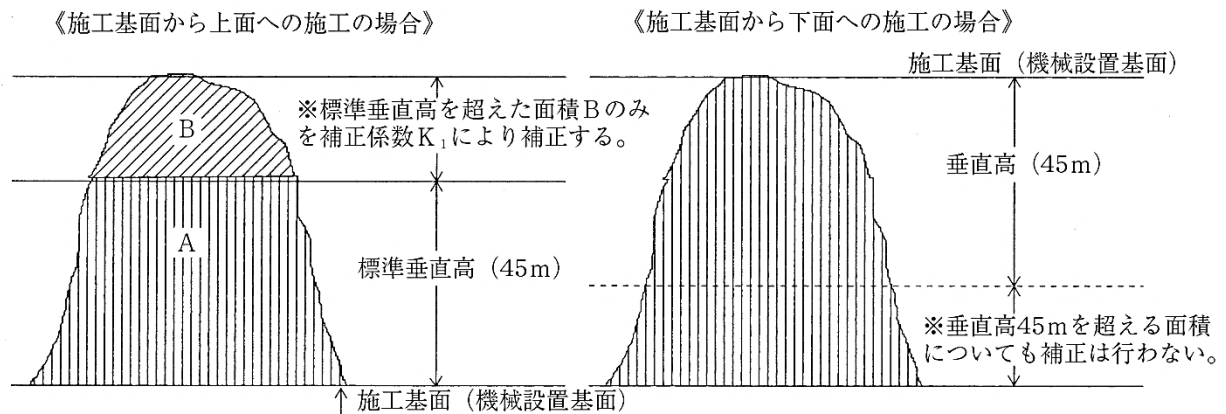
(3) 加算率・補正係数

① 加算率・補正係数適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃ S ₄	
補正係数	施工基面からの法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合	植生基材吹付工において、法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。 ただし、施工基面より下面への施工は補正しない。	K ₁	対象数量
	枠内吹付の場合 (モルタル吹付工 コンクリート吹付工 植生基材吹付工)	吹付枠工で枠内吹付をする場合、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。 また、対象となる数量は、枠内に吹付ける面積とする。	K ₂	

(注) 各工種標準の垂直高は以下のとおりとする。

- 1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工は45m以下。
- 2) 植生基材吹付工は45m以下。(下記図例を参照)
- 3) 客土吹付工は25m以下。
- 4) 種子散布工は30m以下。



② 加算率・補正係数の数値（機械施工）

区 分		記号	モルタル吹付工	コンクリート吹付工	機械播種施工による植生工		
					植生基材吹付工	客土吹付工	種子散布工
加 算 率	施工規模	S ₀	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%
		S ₁	(500㎡以上 1,000㎡未満) 10%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 10%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 10%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 10%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 15%
		S ₂	(250㎡以上 500㎡未満) 20%	(250㎡以上 500㎡未満) 20%	(250㎡以上 500㎡未満) 15%	(250㎡以上 500㎡未満) 15%	(250㎡以上 500㎡未満) 25%
		S ₃	(100㎡以上 250㎡未満) 35%	(100㎡以上 250㎡未満) 35%	(100㎡以上 250㎡未満) 25%	(100㎡以上 250㎡未満) 25%	(100㎡以上 250㎡未満) 45%
		S ₄	(100㎡未満) 50%	(100㎡未満) 50%	(100㎡未満) 50%	(100㎡未満) 50%	(100㎡未満) 60%
補 正 係 数	法面垂直高 45mを超え80 m以下の場合	K ₁	—	—	1.10	—	—
	枠内吹付の 場合	K ₂	0.80	0.80	0.80	—	—

- (注) 1. 法面垂直高補正 (K₁) は、標準垂直高を超える面積 (対象数量) についてのみ補正する。
2. 植生基材吹付工における法面垂直高補正 (K₁) は、枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとする。
3. 1 工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付に限り、施工規模は合計施工数量で判定する。
4. 種子散布工については、1 工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。
5. 枠内吹付補正 (K₂) は、法面清掃、ラス金網設置費用を含まない場合に補正する。
6. 枠内吹付補正 (K₂) の対象面積は、枠内の吹付面積とする。

③ 加算率・補正係数の数値（人力施工）

区 分		記号	人力施工による植生工				ネット張工
			植生マット工 植生シート工	植生筋工	筋芝工	張芝工	繊維ネット工
加 算 率	施工規模	S ₀	(1,000㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%
		S ₁	(500㎡以上 1,000㎡未満) 10%	(300㎡以上 500㎡未満) 20%	(300㎡以上 500㎡未満) 20%	(300㎡以上 500㎡未満) 20%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 10%
		S ₂	(250㎡以上 500㎡未満) 20%	(100㎡以上 300㎡未満) 40%	(100㎡以上 300㎡未満) 40%	(100㎡以上 300㎡未満) 40%	(250㎡以上 500㎡未満) 20%
		S ₃	(250㎡未満) 35%	(100㎡未満) 50%	(100㎡未満) 50%	(100㎡未満) 50%	(250㎡未満) 35%

- (注) 1. 1 工事において植生マットと植生シートを使用する場合、または、植生シート工の標準品と環境品を使用する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。
2. 張芝工については、1 工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

(4) 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注） 設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀or S₁or S₂or S₃or S₄／100）×（K₁×K₂）

3 適用にあたっての留意事項

(1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工

- 1) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用できる。
ただし、平面部のみの施工には適用できない。
- 2) モルタル、コンクリートの強度は、15N／mm²（150kgf／cm²）程度以上とする。
- 3) 特殊セメントを除き、普通セメント、高炉セメントの種別に関わらず適用できる。
- 4) 菱形金網は、線径2.0mm網目50mm、アンカーピンはφ9（D10）×L＝200mm・1.5本／m²、及びφ16（D16）×L＝400mm・0.3本／m²をそれぞれ標準とする。
- 5) 溶接金網を使用する場合は適用できない。
- 6) ラス張工はスペーサの有無に関わらず適用できる。
- 7) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。
- 8) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
- 9) 目地及び水抜きパイプ等の施工の有無に関わらず適用できる。
- 10) 吸出し防止材が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。
- 11) オーバーハングの法面は別途考慮する。
- 12) 施工規模は、モルタル吹付工、コンクリート吹付工のそれぞれ1工事の全体数量で判定する。

(2) 植生基材吹付工

- 1) 菱形金網は、線径2.0mm網目50mm、アンカーピンはφ9（D10）×L＝200mm・1.5本／m²、及びφ16（D16）×L＝400mm・0.3本／m²をそれぞれ標準とする。
- 2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
- 3) 施工規模は、植生基材吹付工のみの1工事の全体数量で判定する。
- 4) 植生基材吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。
- 5) ラス張工はスペーサの有無に関わらず適用できる。
- 6) 生育基盤材、肥料、接合材を含む。

(3) 客土吹付工、種子散布工

- 1) 客土吹付工に併用して施工するラス張工は、「5－2吹付枠工」のラス張工（S4042）による。
なお、法面清掃は客土吹付工（S4052）で計上されるため、ラス張工（S4042）では計上しないこと。
- 2) 施工規模は、客土吹付工、種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。
- 3) 客土吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。
- 4) 種子散布工は、施工場所（法面部、平面部）に関わらず適用できる。
- 5) 繊維ネット工が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。

(4) 枠内吹付工

- 1) 枠内吹付に伴う法面清掃およびラス・アンカーピンの設置は、「5－2吹付枠工」のラス張工

(S4042) による。

(5) 植生マット工、植生シート工、繊維ネット工

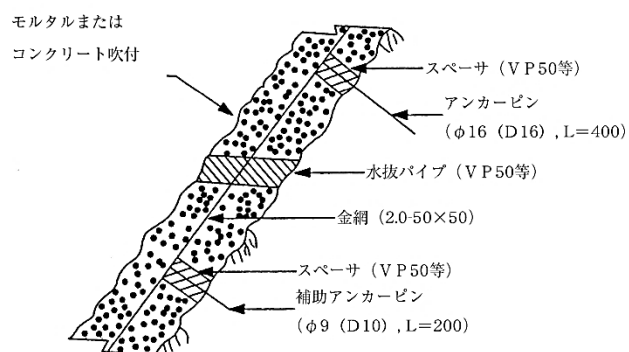
- 1) 肥料袋付（肥料袋間隔：40～50cm）が2重ネット、肥料袋無が1重ネットを標準とする。
- 2) アンカーピン及び止め釘の使用数量は、植生マット工、繊維ネット工（肥料袋付）が6本/㎡程度、植生シート工が4本/㎡程度、繊維ネット工（肥料袋無）が3本/㎡程度を標準とする。
また、アンカーピンはφ9（D10）×L=200mm、止め釘はL=150mmを標準とする。
- 3) 繊維ネット工は、種子の費用を含まない。
- 4) 施工規模は、1工事における植生マット工、植生シート工の合計数量で判定する。
- 5) 繊維ネット工を単独で施工する場合、施工規模は繊維ネット工のみの1工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合、施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。

(6) 植生筋工、筋芝工、張芝工

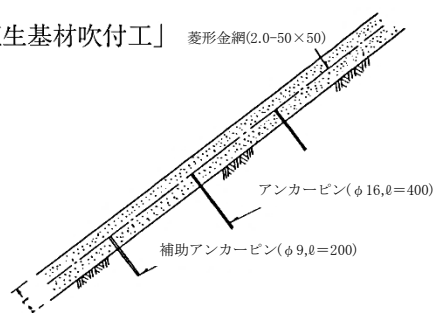
- 1) 植生筋工、筋芝工の設計数量は、芝の総面積ではなく、対象となる法面の面積とする。
- 2) 植生筋工、筋芝工は土羽厚30cmを標準とする。
- 3) 張芝工は、施工場所（法面部・平面部）に関わらず適用できる。
- 4) 植生筋工、筋芝工は耳芝及び肥料等、張芝工は、耳芝、芝串及び肥料等、必要な資材を含む。
ただし、使用の有無に関わらず適用できる。
- 5) 施工規模は、植生筋工、筋芝工、張芝工それぞれの1工事の全体数量で判定する。

4 参 考 図

「モルタル吹付工及びコンクリート吹付工」

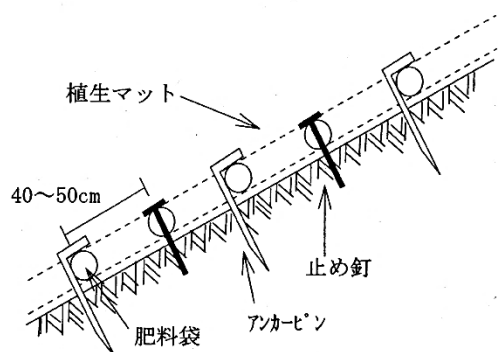


「植生基材吹付工」

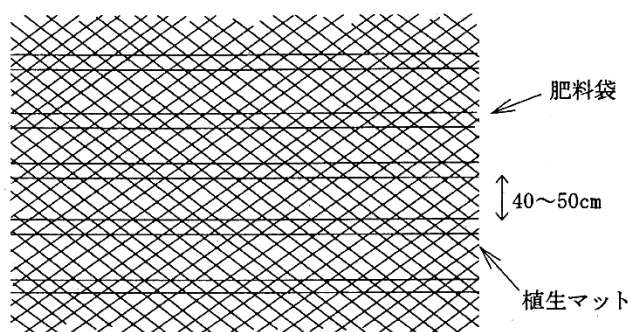


「植生マット工」

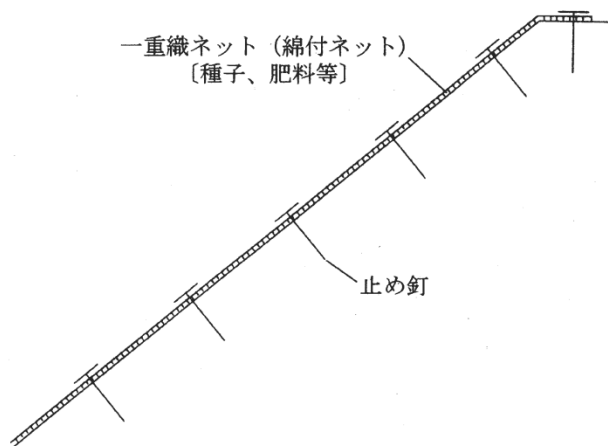
【断面図】



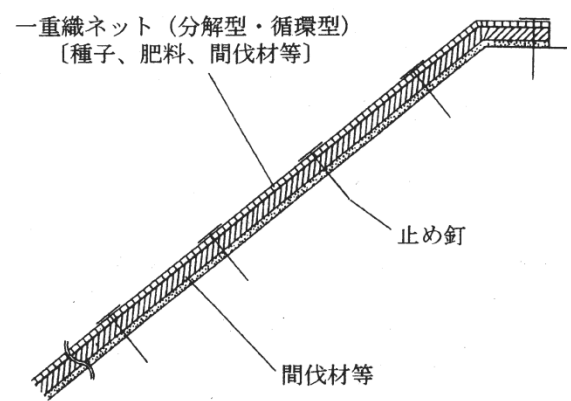
【平面図】



「植生シート工（標準品）」

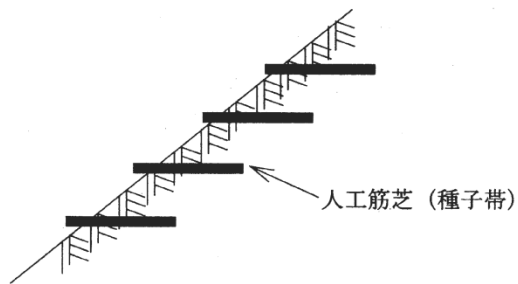


「植生シート工（環境品）」



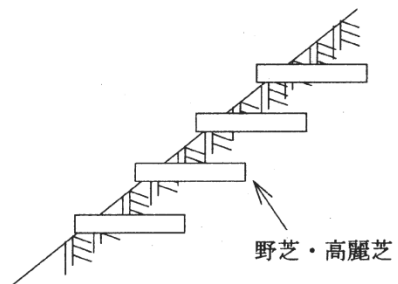
「植生筋工」

〔人工筋芝（種子帯）〕



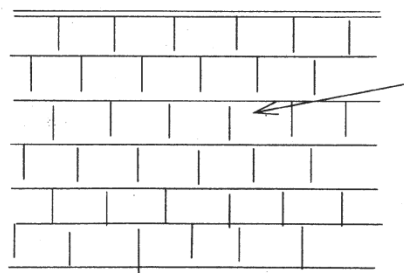
「筋芝工」

〔野芝・高麗芝〕

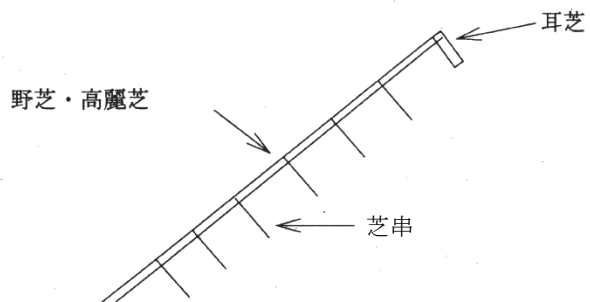


「張芝工（野芝・高麗芝（全面張））」

〔平面図〕



〔断面図〕



4-2 吹付 枠 工

S4041

S4042

1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による吹付枠工に適用する。

(1) 市場単価が適用できる範囲

- ① 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付枠工。

(2) 市場単価が適用できない範囲

- ① 法面垂直高さが45mを超える場合、または、吹付のホース延長が100mを超える場合。
- ② 梁の断面が正方形以外の場合。
- ③ 基本外観形状が矩形（正方形、長方形）以外（三角形、台形、円形等）の場合（一部分のみが矩形以外の場合は除く）。
- ④ 設計アンカー力が標準以外の場合。
- ⑤ 梁断面150×150で主アンカーにロックボルトを使用する場合。
- ⑥ 梁断面300×300以下でスターラップを配置する場合。
- ⑦ ラス張工を枠内に部分的に施工する場合。
- ⑧ ラス張工で菱形金網を使用しない場合。
- ⑨ 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- ⑩ 夜間作業の場合。
- ⑪ 逆巻き施工の場合。
- ⑫ その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 市場単価の設定

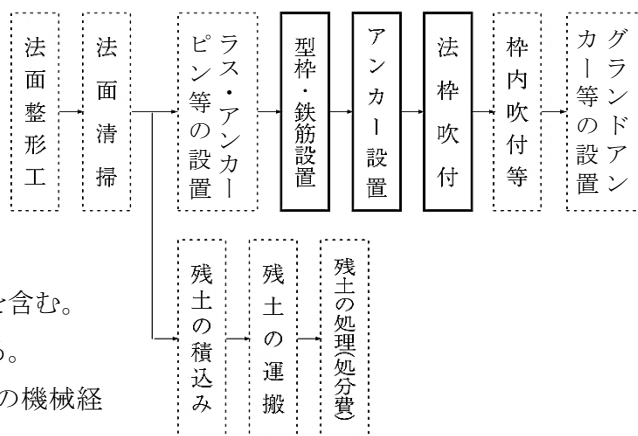
(1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

① 吹付枠工

S4041

工 種	市場単価		
	機	労	材
吹 付 枠 工	○	○	○



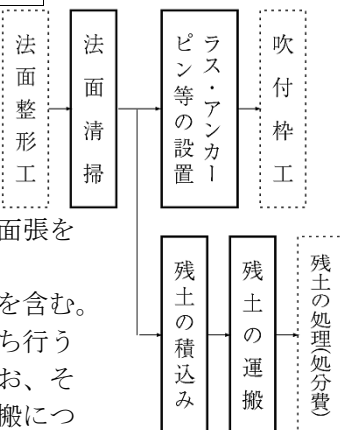
- (注) 1. ハンチの有無は問わない。
 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
 3. 目地については別途考慮する。
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いの為の機械経費、労務費、材料費は含まない。

なお、必要な場合は別途計上する。

② ラス張工（法面清掃）

工 種	市場単価		
	機	労	材
ラス張工	○	○	○

S4042



- (注) 1. ラス張工（法面清掃）は全面張を標準とする。
 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
 3. 法面清掃とは、施工に先立ち行う簡易清掃及び補修を示す。なお、その際発生する残土の積込、運搬についても含む。

(2) 市場単価の規格・仕様

吹付枠工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

区 分		規 格 ・ 仕 様	単位
吹 付 枠 工	モルタル・コンクリート	梁断面 150×150	m
		〃 200×200	
		〃 300×300	
		〃 400×400	
		〃 500×500	
		〃 600×600	
ラ ス 張 工		法面清掃及びラス・アンカー ピン設置	m ²

3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記号	備考
加 算 率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する	S ₁	全体数量
			S ₂	
			S ₃	
			S ₄	
補 正 係 数	ラス張工で法面清掃を必要としない場合	ラス張工で法面清掃を必要としない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	吹 付 枠 工	ラ ス 張 工
加 算 率	施 工 規 模	S_0	(500m以上) 0%	(1000㎡以上) 0%
		S_1	(250m以上500m未満) 20%	(500㎡以上1000㎡未満) 20%
		S_2	(100m以上250m未満) 30%	(250㎡以上500㎡未満) 35%
		S_3	(50m以上100m未満) 50%	(100㎡以上250㎡未満) 45%
		S_4	(50m未満) 80%	(100㎡未満) 60%
補正 係数	ラス張工で法面清掃を 必要としない場合	K_1	—	0.75

(注) ラス張工で法面清掃を必要としない場合の補正係数 (K_1) は、客土吹付工においてラス張工を施工する場合に適用する。補正により、法面清掃とその際発生する残土の積込・運搬費用が市場単価より除かれる。

4 加 算 額

加算額の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	単位
加 算 額	水切モルタル・コンクリート	水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	㎥
	表面コテ仕上げをする場合	吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。	㎡
	間詰モルタル・コンクリート	間詰モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	㎥

(注) 表面コテ仕上げは、原則として計上しない。

5 直接工事費の算出

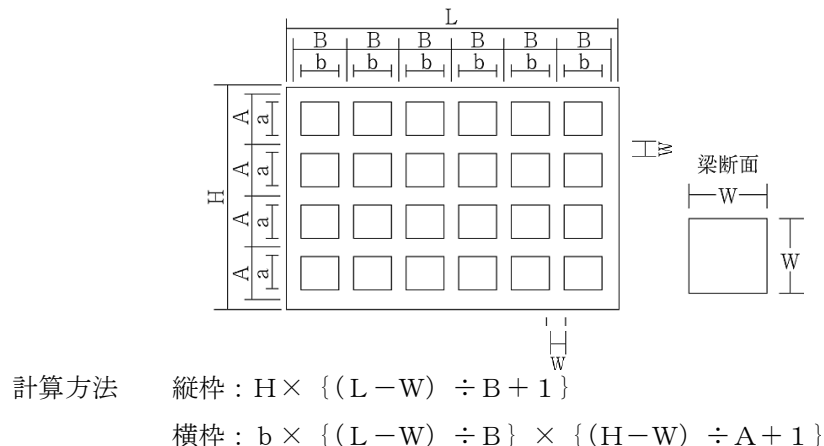
直接工事費 = (設計単価^(注1) × 設計数量) + 加算額総金額^(注2)

(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S_0 or S_1 or S_2 or S_3 or S_4 / 100) × (K_1)

(注2) 加算額総金額 = 加算額 × 総数量

6 適用にあたっての留意事項

(1) 法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。



- (2) 土質及び法勾配を問わない。
- (3) モルタル・コンクリートの強度は18N/mm²程度以上とする。
- (4) 異形棒鋼の材質はSD295、SD345を問わない。
- (5) スターラップ（梁断面サイズ400×400mm以上）及び水抜きパイプの有無は問わない。
- (6) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
- (7) 主アンカー（法枠交点部のアンカー）の種類による市場単価の適用の可否は下表による。
- また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー（アンカーピン）の長さは1.0m以内とする。

各梁断面サイズの主アンカーによる適用

梁断面 (mm)	主アンカー（法枠交点部のアンカー）		
	アンカーバー (長さ1.0m以下)	グラントアンカー	ロックボルト
150×150	○	×	×
200×200	○	×	○ 注
300×300	○	×	○ 注
400×400	×	○ 注	○ 注
500×500	×	○ 注	×
600×600	×	○ 注	×

(注) ロックボルト、グラントアンカーの材料費及び施工費（労務＋機械経費）は含まれないため、必要な場合は別途計上すること。

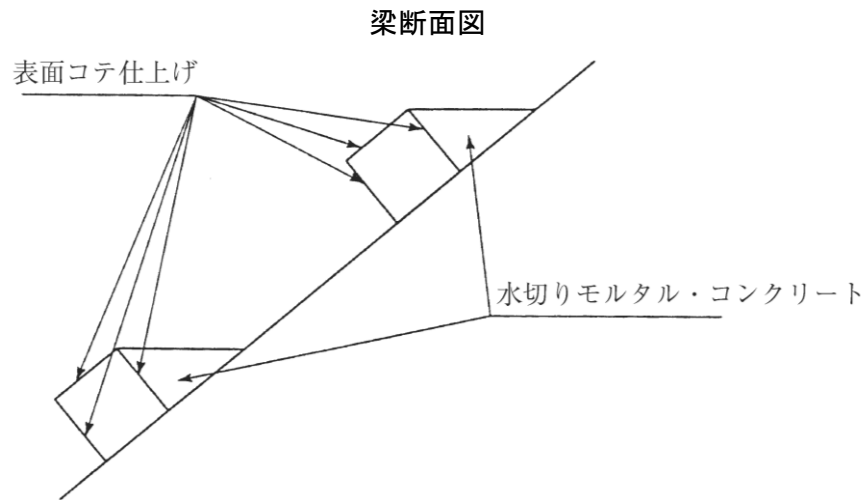
- (8) 梁断面サイズの50%を超える間詰モルタル・コンクリートが必要な場合は、別途考慮する。
- なお、量の判定は各梁ごとに行う。
- (9) 施工規模は、コンクリート吹付、モルタル吹付を問わず1工事の全体数量で判定する。
- (10) 梁断面サイズ400×400mm以上の標準の設計アンカー力とは以下の場合をいい、これを超えるものについては別途考慮する。

標準設計アンカー力

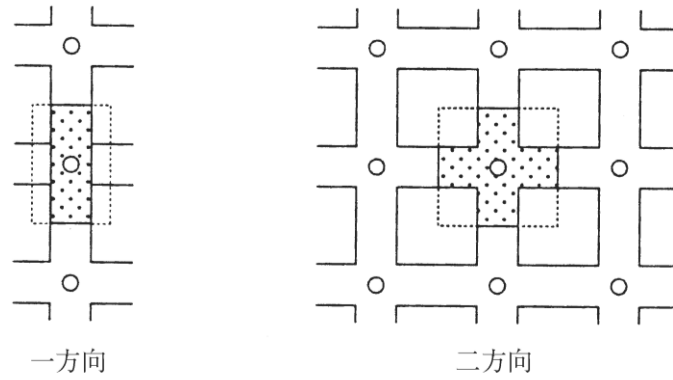
梁断面 (mm)	設計アンカー力 kN (tf)	
	二方向	一方向
400×400	150 (15.3) 以下	75 (7.7) 以下
500×500	400 (40.8) 以下	200 (20.4) 以下
600×600	600 (61.2) 以下	300 (30.6) 以下

- (11) 菱形金網は、線径2.0mm網目50mm、アンカーピンはφ9（D10）×L＝200mm・1.5本/m²およびφ16（D16）×L＝400mm・0.3本/m²をそれぞれ標準とする。
- (12) 表面コテ仕上げは計上しないことを原則とするが、特に景観等の配慮を必要とする場合に限り、計上することができる。

[参 考 図]



アンカーの荷重分担



第5節 道路反射鏡設置工〔標準単価〕

5-1 道路反射鏡設置・撤去工

S4170

1 適用範囲

(1) 標準単価が適用できる範囲

- ① 新設・更新、撤去工事。
- ② 鏡体1面用及び2面用。

(2) 標準単価を適用できない範囲

- ① 事故後の復旧工事。
- ② その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 標準単価の設定

(1) 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

① 道路反射鏡設置・撤去工（支柱・基礎設置）

S4170

工 種	標準単価		
	機	労	材
支柱基礎設置	○	○	○


```

graph LR
    A[床掘り] --> B[基礎設置]
    B --> C[支柱設置]
    C --> D[埋戻し]
    D --> E[鏡体設置]
    style A fill:#fff,stroke:#000
    style B fill:#fff,stroke:#000
    style C fill:#fff,stroke:#000
    style D fill:#fff,stroke:#000
    style E fill:#fff,stroke:#000,stroke-dasharray: 5 5
  
```

(注) 1. 基礎の形式は問わない。

2. 注意板または注意シールの有無に関わらず適用できる。ただし、注意板の材料費は別途計上する。

3. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬、及び残土処分等は含まない。

4. 特殊養生、雪寒假囲いの為の機械経費、労務費、材料費は含まない。なお、必要な場合は別途計上する。

② 道路反射鏡設置・撤去工（鏡体設置）

S4170

工 種	標準単価		
	機	労	材
鏡体設置	○	○	○

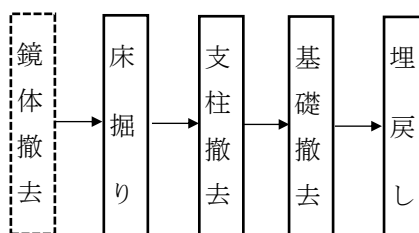

```

graph LR
    A[金具取付] --> B[鏡体取付]
    style A fill:#fff,stroke:#000
    style B fill:#fff,stroke:#000
  
```

③ 道路反射鏡設置・撤去工（支柱・基礎撤去）

S4170

工 種	標準単価		
	機	労	材
支柱基礎撤去	○	○	

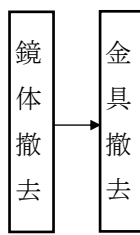


（注）処分費は含まず。

④ 道路反射鏡設置・撤去工（鏡体撤去）

S4170

工 種	標準単価		
	機	労	材
鏡体撤去	○	○	



(2) 標準単価の規格・仕様

道路反射鏡設置工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

支柱・基礎設置

区 分	規 格 ・ 仕 様		単位	日当たり標準施工量
支柱基礎設置	静電粉体塗装 ・ 下地亜鉛めっき ＋静電粉体塗装	鋼管 φ 76.3×3.2×3,600mm	基	3
		鋼管 φ 76.3×3.2×4,000mm	〃	3
		鋼管 φ 89.1×3.2×4,400mm	〃	3
		鋼管 φ 101.6×4.2×4,800mm	〃	3

鏡体設置

区 分	規 格 ・ 仕 様		単位	日当たり標準施工量
鏡体設置	メタクリル・ ステンレス・ 強化硝子	丸型 (φ 600・800・1,000mm)	1面用	基 8
		角型 (450×600・600×800mm)	2面用	〃 6

（注）強化硝子（丸形φ1,000mm）の規格はなし。

支柱・基礎撤去

区 分	規 格 ・ 仕 様	単位	日当たり標準施工量
支柱基礎撤去	鋼管 φ 76.3～101.6×3.2～4.2×3,600～4,800mm	基	5

鏡体撤去

区 分	規 格 ・ 仕 様	単位	日当たり標準施工量
鏡 体 撤 去	丸型 ($\phi 600 \cdot 800 \cdot 1,000\text{mm}$)	1面用	基 20
	角型 ($450 \times 600 \cdot 600 \times 800\text{mm}$)	2面用	〃 15

(3) 加算額

規格・仕様			適 用 基 準	単位	備考
加 算 額	曲げ支柱の場合	鋼管 $\phi 76.3$	曲げ支柱を使用する場合は、対象となる支柱本数に支柱径ごとの金額を加算する。	本	対象数量
		鋼管 $\phi 89.1$			
		鋼管 $\phi 101.6$			

(4) 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価^(注)×設計数量

(注) 設計単価＝土木工事標準単価

3 適用にあたっての留意事項

- (1) 支柱・基礎設置、撤去において使用するクレーン装置付きトラックは、4t車・2.9t吊りとする。
- (2) 注意板または注意シールの有無に関わらず適用できる。ただし注意板の材料費は別途計上する。
- (3) 各鏡体に使用する鋼管支柱の規格は下表のとおり。

鏡 体 規 格		支 柱 規 格
丸 $\phi 600\text{mm}$	1 面用	$\phi 76.3 \times 3.2 \times 3,600\text{mm}$
	2 面用	$\phi 76.3 \times 3.2 \times 4,000\text{mm}$
丸 $\phi 800\text{mm}$	1 面用	
	2 面用	$\phi 89.1 \times 3.2 \times 4,400\text{mm}$
丸 $\phi 1000\text{mm}$	1 面用	
	2 面用	$\phi 101.6 \times 4.2 \times 4,800\text{mm}$
角 $450 \times 600\text{mm}$	1 面用	$\phi 76.3 \times 3.2 \times 3,600\text{mm}$
	2 面用	$\phi 76.3 \times 3.2 \times 4,000\text{mm}$
角 $600 \times 800\text{mm}$	1 面用	
	2 面用	$\phi 89.1 \times 3.2 \times 4,400\text{mm}$

第6節 視線誘導標設置工〔市場単価〕

6-1 視線誘導標設置・撤去工

S4160

S4162

1 適用範囲

本資料は、道路付属物のうち、視線誘導標（デリネーターポール等）の設置及び撤去に適用する。

(1) 市場単価が適用できる範囲

- ① 道路に設置する視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用、既設防護柵取付用、構造物取付用）の設置及び撤去作業

(2) 市場単価が適用できない範囲

- ① メーカーのオリジナル製品を用いる場合
 ② 自発光式及び電気式の製品を用いる場合
 ③ 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品を用いる場合（ただし、手間のみは適用可）
 ④ 二眼視線誘導標、三眼視線誘導標、線形誘導標示板の場合
 ⑤ 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合
 ⑥ その他、規格・仕様等が適合しない場合

2 市場単価の設定

(1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

① 視線誘導標設置工（土中建込用）

S4160

工 種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (土中建込用)	○	○	○

床
堀

→

建
込
み

→

埋
戻
し

② 視線誘導標設置工（コンクリート建込用） (穿孔含む)

S4160

工 種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (コンクリート建込用) (穿孔含む)	○	○	○

穿
孔

→

建
込
み
・
充
填

(注) 充填材（労務費・材料費）を含む。

③ 視線誘導標設置工（コンクリート建込用） (穿孔含まない)

S4160

工 種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (コンクリート建込用) (穿孔含まない)	/	○	○

穿
孔

→

建
込
み
・
充
填

(注) 充填材（労務費・材料費）を含む。

④ 視線誘導標設置工（防護柵取付用）

⑤ 視線誘導標撤去工

S4162

S4160

視線誘導標の撤去に適用する。

工 種	市場単価			取 付 け
	機	労	材	
視線誘導標 (防護柵取付用)	/	○	○	

(2) 市場単価の規格・仕様

視線誘導標設置工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

視線誘導標設置

区 分	規 格 ・ 仕 様			単位
土 中 建 込 用	両面反射	反射体 径φ100以下	支柱径φ34	本
			支柱径φ60.5	
			支柱径φ89	
	片面反射	反射体 径φ100以下	支柱径φ34	
			支柱径φ60.5	
			支柱径φ89	
コンクリート建込用 (穿孔含む) (穿孔含まない)	両面反射	反射体 径φ100以下	支柱径φ34	
			支柱径φ60.5	
			支柱径φ89	
	片面反射	反射体 径φ100以下	支柱径φ34	
			支柱径φ60.5	
			支柱径φ89	
防 護 柵 取 付 用	両面反射	反射体 径φ100以下	バンド式	
			ボルト式	
			かぶせ式	
	片面反射	反射体 径φ100以下	バンド式	
			ボルト式	
			かぶせ式	

(注) 土中建込用は、基礎を使用する場合にも適用できる。

視線誘導標撤去

区 分	規格・仕様	単位
視線誘導標撤去	土 中 建 込 用	本
	コンクリート建込用	
	防 護 柵 取 付 用	

3 加算率

(1) 加算率の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記号	備考
加 算 率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体 数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	全体 数量

(2) 加算率の数値

区 分		記号	視線誘導標【設置】	視線誘導標【撤去】
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	(30本以上) 0 %	(30本以上) 0 %
		S ₁	(10本以上30本未満) 1 0 %	(10本以上30本未満) 2 0 %
		S ₂	(10本未満) 1 5 %	(10本未満) 3 0 %

(注) 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。

ただし、1 工事において設置及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。

4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価^(注1)×設計数量＋加算額総金額^(注2)

(注1) 設計単価＝標準の市場単価×(1＋S₀or S₁or S₂／100)

(注2) 加算額総金額＝加算額×使用数量

5 適用にあたっての留意事項

(1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は次式による。

設置手間＝〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数〕－材料費

(2) 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。

1) 反射体材質：ポリカーボネート及び同等品。

2) 支柱材質：鋼管、樹脂及び同等品。ただし、アルミは除く。

第7節 コンクリートブロック積工〔標準単価〕

7-1 コンクリートブロック積工

S4180

(S4186)

1 適用範囲

(1) 標準単価が適用できる範囲

- ① 勾配が1割未満（1：1.0未満）の法面に施工するブロック積みで、JISタイプ（JISで規定する形状・寸法）の積ブロック（間知・ブロック質量150kg／個未満）を使用する場合。

(2) 標準単価が適用できない範囲

- ① 積ブロック（間知・ブロック質量150kg／個以上）を使用する場合。（施工パッケージによる。）
- ② 作業半径が8.5mを超える場合又は吊上げ高さが5.8mを超える場合。
- ③ 勾配が1割以上（1：1.0以上）の法面に施工する場合。
- ④ JISタイプ以外の積ブロックを使用する場合。
- ⑤ 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- ⑥ その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 標準単価の設定

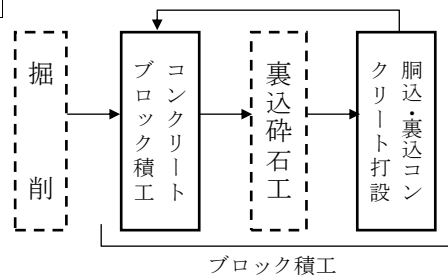
(1) 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。

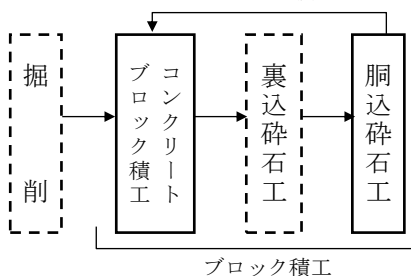
コンクリートブロック積工

S4180

工 種	標準単価		
	機	労	材
ブロック積工 (練積)	○	○	※×



工 種	標準単価		
	機	労	材
ブロック積工 (空積)	○	○	※×



- (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
 2. ブロック積工には、調整コンクリートも含む。
 3. 練積の標準単価には、胴込・裏込コンクリートの打設手間を含むが、材料費は含まない。
 空積の標準単価には、胴込碎石工の手間を含むが、材料費は含まない。
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費及び材料費は含まない。
 なお、必要な場合は別途計上する。
 5. 材料費（※）は、必要により本施工単価（S4180）で計上する。

(2) 標準単価の規格・仕様

ブロック積工の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

区 分	規 格 ・ 仕 様	単位	日当たり 標準施工量
ブロック積工	J I Sタイプの積ブロック（間知・ブロック質量150kg/個未満）、調整コンクリート等	m ²	10

(注) 1. 上表の日当たり標準施工量には、コンクリートブロック積工、裏込砕石工、胴込・裏込コンクリート工（空積の場合は胴込砕石工）までの一連作業を含む。

2. 胴込・裏込コンクリート工を施工しない場合も上表による。

3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記号	備考
補 正 係 数 裏込コンクリートを 施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象 数量
空 積 の 場 合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象 数量

(2) 補正係数の数値

区 分	記号	ブロック積工
補 正 係 数 裏込コンクリートを 施工しない場合	K ₁	0.92
空 積 の 場 合	K ₂	0.87

4 直接工事費の算出

練積の場合の直接工事費＝（設計単価^(注1)×設計数量）＋ブロック材料費^(注2)＋
胴込・裏込コンクリート材料費^(注3)

空積の場合の直接工事費＝（設計単価^(注1)×設計数量）＋ブロック材料費^(注2)＋胴込砕石材料費^(注4)

(注1) 設計単価＝標準単価×（K₁orK₂）

(注2) ブロック材料費＝ブロック単価 [円/個]×m²当たり使用量 [個/m²]×設計数量 [m²]

(注3) 練積の場合は、コンクリート材料費を計上する。材料費の計上は次式による。

材料費＝コンクリート（胴込・裏込）材料単価×設計数量×1.12（ロス分）

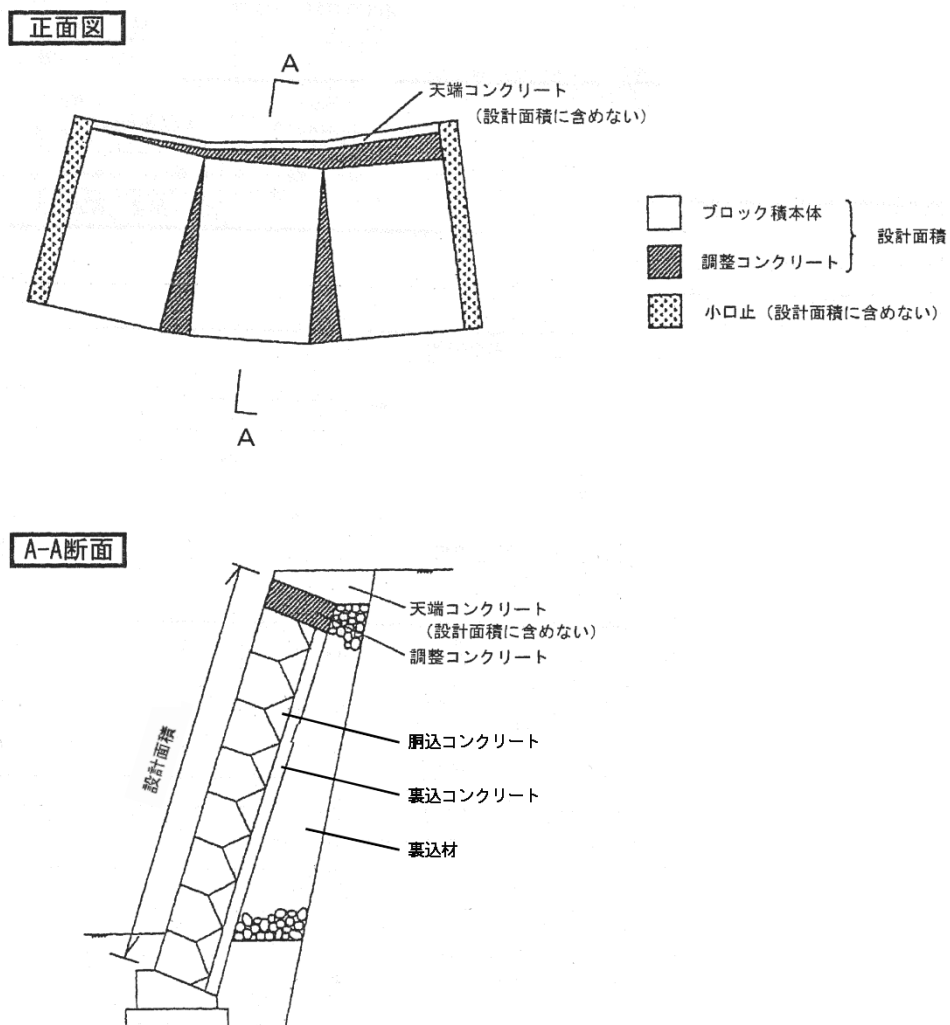
(注4) 空積の場合は、胴込砕石材料費を計上する。材料費の計上は次式による。

材料費＝砕石（胴込）材料単価×設計数量×1.12（ロス分）

5 適用にあたっての留意事項

- (1) 布積、谷積を問わず適用できる。
- (2) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とする。
- (3) ブロック積工は、目地、水抜きパイプ等の施工（材料費を含む）の有無に関わらず適用できる。
- (4) 遮水・止水シート及び吸出し防止材を全面に施工する場合は別途計上する。
- (5) 小口止コンクリートは別途計上する。
- (6) 基礎・天端コンクリートを施工する場合は、別途計上する。
- (7) 基礎・裏込砕石を施工する場合は、別途計上する。

6 参考図（調整コンクリート・小口止）



第8節 排水構造物工〔標準単価〕

8-1 排水構造物工

S4190

S4191

S4192

S4195

1 適用範囲

(1) 標準単価が適用できる範囲

- ① 排水構造物工のうち、プレキャスト製品によるU型（落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む）側溝、自由勾配側溝及び蓋版の設置・再利用撤去工事。

(2) 標準単価が適用できない範囲

- ① 治山事業の山腹工事における側溝の設置工事。（第8章第13節による。）
- ② 再利用を目的としない側溝本体及び蓋版本体の撤去工事。
- ③ 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- ④ その他、規格・仕様等が適合しない場合。

2 標準単価の設定

(1) 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

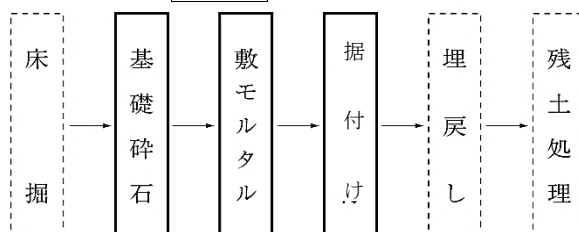
① 排水構造物工（U型側溝据付・伏替）

S4190

排水構造物工（横断溝据付・伏替）

S4195

工 種	標準単価		
	機	労	材
U 型 側 溝	○	○	※ ×

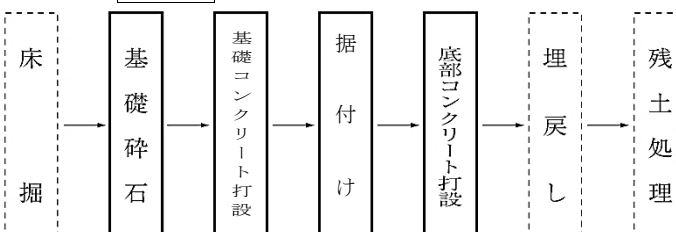


- (注) 1. 敷モルタルの材料費（ロス含む）は含む。
 2. 据付に必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッタ、目地モルタル、U型側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。
 3. 側溝本体の切断により生じる粉塵の処理については、別途考慮する。
 4. 基面整正は含まない。
 5. 材料費（※）は、必要により本施工単価（S4190、S4195）で計上する。

② 排水構造物工（自由勾配側溝）

S4191

工 種	標準単価		
	機	労	材
自 由 勾 配 側 溝	○	○	※ ×



- (注) 1. 据付に必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッタ、目地モルタル、型枠、自由勾配側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。
 2. 側溝本体の切断により生じる粉塵の処理については、別途考慮する。
 3. 基面整正は含まない。
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。
 なお、必要な場合は別途計上する。
 5. 材料費（※）は、必要により本施工単価（S4191）で計上する。

③ 排水構造物工（コンクリート製蓋版、鋼製蓋版設置・伏替）

S4192

工 種	標準単価			据 付
	機	労	材	
蓋 版	○	○	※ ×	

- (注) 1. 鋼製蓋版の場合は、受枠の設置を含む。
 2. 現場内小運搬等の費用を含む。
 3. 材料費（※）は、必要により本施工単価（S4192）で計上する。

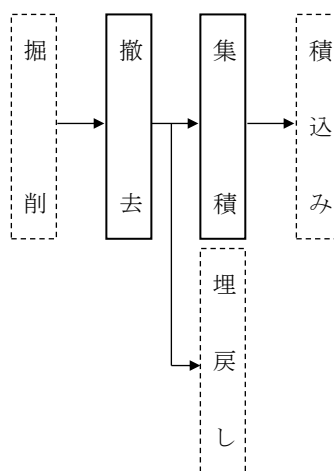
④ 排水構造物工（U型側溝、横断溝、蓋版撤去）

S4190

S4192

S4195

工 種	標準単価		
	機	労	材
再 利 用 去 撤	○	○	



- (注) 1. 基礎部分の撤去は含まない。
 2. 現場内小運搬等の費用を含む。

(2) 標準単価の規格・仕様

排水構造物工の標準単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

区 分		規 格 ・ 仕 様		単位	日当たり 標準施工量
排 水 構 造 物 工	U 型 側 溝	L = 600mm	60kg/個以下	m	28
			60を超え300kg/個以下		26
		L = 2,000mm	1,000kg/個以下	m	43
			1,000を超え2,000kg/個以下		29
			2,000を超え2,900kg/個以下		23
	自由勾配側溝	L = 2,000mm	1,000kg/個以下	m	27
			1,000を超え2,000kg/個以下		22
			2,000を超え2,900kg/個以下		20
	蓋 版	コンクリート・鋼製	40kg/枚以下	枚	200
			40を超え170kg/枚以下		120

- (注) 鋼製蓋版については、受枠の質量を含めた1枚当たり質量とする。

(3) 補正係数

① 補正係数の適用基準

区 分	適 用 基 準	記号	備考
L = 1,000mmを使用する場合	使用する側溝本体の長さ(L)が1,000mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
法面小段面	法面小段面部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
法面縦排水	法面縦排水部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
基礎碎石を施工しない場合	基礎碎石を施工しない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
再利用撤去	再利用を目的とした側溝本体及び蓋版本体の撤去作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	

② 補正係数の数値

区 分	記号	U型側溝	自由勾配側溝	蓋 版
L = 1,000mmを使用する場合	K ₁	1.17	—	—
法面小段面	K ₂	1.21	—	1.00
法面縦排水	K ₃	1.38	—	—
基礎碎石を施工しない場合	K ₄	0.87	0.87	—
再利用撤去	K ₅	0.51	—	0.62

(注) L = 1,000mmを使用する場合の補正係数(K₁)が補正の対象としているのはU型L = 2,000mmであり、各々の個当たり質量を2mに換算し、適合する規格・仕様の単価を係数で補正する。

(4) 直接工事費の算出

[設置] 直接工事費 = (設計単価^(注1) × 設計数量) + 材料費^(注2 or 注3)

(注1) 設計単価 = 標準単価 × (K₁ × K₂ × … × K₅)

(注2) 材料費 = 側溝材料単価 × 設計数量 + 基礎碎石材料単価 × 設計数量 × 1.20 (1 + ロス率)
+ コンクリート材料単価 × 設計数量 × 1.06 (1 + ロス率)

(注3) 材料費 = 蓋版材料単価 × 設計数量

3 適用にあたっての留意事項

- (1) 標準単価には、側溝本体、蓋版、基礎碎石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。(必要に応じて各施工単価内で計上)
- (2) 側溝、蓋版の設置、再利用撤去における施工方法(機械・人力)は問わない。
- (3) 移設時の設置工事にも適用できる。
- (4) 敷材としてモルタルに替えて砂を使用する場合にも適用できる。
- (5) 鋼製蓋版は受枠の有無に関わらず適用できる。

第9節 道路標識設置工〔市場単価〕

9－1 道路標識設置工

S4090

S4093

S4095

S4097

S4099

1 適用範囲

本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。

(1) 市場単価が適用できる範囲

- ① 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事
- ② 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事
- ③ 道路標識の更新工事

(2) 市場単価を適用できない範囲

- ① 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事
- ② 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事
- ③ 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事
- ④ 道路管理者以外が行う標識工事
- ⑤ 着雪防止板の設置及び撤去
- ⑥ 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、景観色（標準3色）以外の塗装色製品を用いる場合
- ⑦ 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事
- ⑧ 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合
- ⑨ 道路照明柱を設置、撤去する場合
- ⑩ 標識板設置において、嵌合構造で固定する標識板の場合
- ⑪ 標識板設置において、部分補修（アルミ平板による重ね貼り、シール貼りなど）の場合
- ⑫ 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合
- ⑬ その他、規格・仕様等が適合しない場合

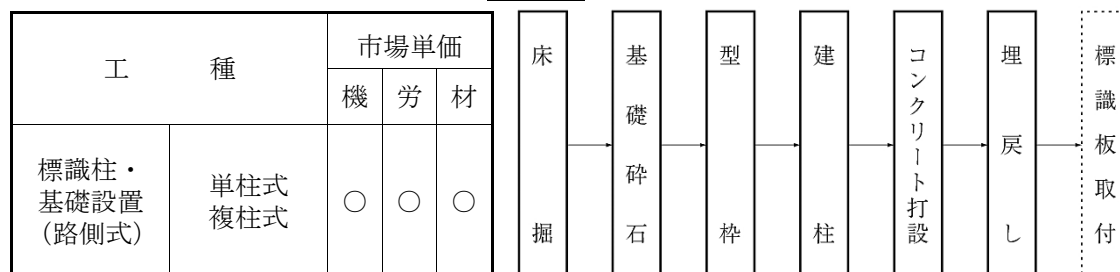
2 市場単価の設定

(1) 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

① 標識柱・基礎設置（路側式）

S4090



- (注) 1. 型枠には、スパイラル形式を含む。
 2. 舗装版破砕及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。
 3. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。

② 標識板設置（案内標識（新設））

S4093

標識板設置（警戒・規制等）

S4095

工 種		市場単価			標識板取付
		機	労	材	
標識板設置	案内標識（新設） （路線番号除く）	○	○	○	
	警戒・規制・指示 ・路線番号標識	○	○	×	

（注）案内標識（新設）（路線番号除く）で、クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上すること。

③ 標識柱・基礎撤去（路側式）

S4097

工 種		市場単価			標識板撤去	床掘	標識柱撤去	コンクリート基礎撤去	埋戻し
		機	労	材					
標識柱・基礎撤去（路側式）	単柱式 複柱式	○	○	/					

- （注） 1. 撤去後において、撤去柱は仮置きまで、撤去コンクリート殻は積み込みまでとし、ともに処分費は含まない。
 2. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。

④ 標識板撤去

S4099

工 種		市場単価			標識板撤去
		機	労	材	
標識板撤去	警戒・規制・指示 ・路線番号標識	○	○	/	

（注）撤去後において、撤去板は仮置きまでとし、処分費は含まない。

(2) 市場単価の規格・仕様

道路標識設置工の市場単価の規格・仕様区分は以下のとおりである。

標識柱・基礎設置（路側式〔単柱式〕）

区 分	規 格 ・ 仕 様			単位
標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》	単柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上	メッキ品	柱 径 ϕ 60.5	基
			柱 径 ϕ 76.3	
			柱 径 ϕ 89.1	
			柱 径 ϕ 101.6	
		下地亜鉛メッキ＋静電粉体塗装（白色）	柱 径 ϕ 60.5	
			柱 径 ϕ 76.3	
			柱 径 ϕ 89.1	
		静電粉体塗装（白色）	柱 径 ϕ 60.5	
			柱 径 ϕ 76.3	
			柱 径 ϕ 89.1	

標識柱・基礎設置（路側式〔複柱式〕）

区 分	規 格 ・ 仕 様			単位
標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》	複柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上	メッキ品	柱 径 ϕ 60.5	基
			柱 径 ϕ 76.3	
			柱 径 ϕ 89.1	
			柱 径 ϕ 101.6	
		下地亜鉛メッキ＋静電粉体塗装（白色）	柱 径 ϕ 60.5	
			柱 径 ϕ 76.3	
			柱 径 ϕ 89.1	
		静電粉体塗装（白色）	柱 径 ϕ 60.5	
			柱 径 ϕ 76.3	
			柱 径 ϕ 89.1	

標識板設置〔案内標識〔路線番号除く〕・新設〕

区 分	規 格 ・ 仕 様				単位
標識板設置 (案内標識) 《材工共》 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式 取付金具(クランプ型ブラケッ トを除く)を含む	広角プリズム	一枚 当 た り の 面 積	2.0㎡未満	㎡
				2.0㎡以上	
		カプセルプリズム・ カプセルレンズ		2.0㎡未満	
				2.0㎡以上	
		封入プリズム・ 封入レンズ		2.0㎡未満	
				2.0㎡以上	

標識板設置〔警戒・規制・指示・路線番号標識〕

区 分	規 格 ・ 仕 様		単位
標識板設置	《設置手間》 材料費は別途計上	警戒・規制・指示・路線番号標識	基

路側式標識柱・基礎撤去〔単柱式、複柱式〕

区 分	規 格 ・ 仕 様		単位
路側式	単柱式（基礎含む）	柱径 φ 60.5、φ 76.3、φ 89.1、φ 101.6	基
	複柱式（基礎含む）	柱径 φ 60.5、φ 76.3、φ 89.1、φ 101.6	

標識板撤去（路側式）

区 分	規 格 ・ 仕 様	単位
標識板撤去	警戒・規制・指示・路線番号標識	基

(3) 加算率・補正係数

① 加算率・補正係数の適用基準

区 分	適 用 基 準		記号	備考
加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	
補正係数	景観色塗装柱の場合	標識柱・基礎設置（路側式）において、景観色塗装柱を使用する場合は、対象となる規格・仕様の単価（円／基）を係数で補正する。	K ₁	対象数量

② 加算率・補正係数の数値

加算率・補正係数の数値（設置工）

区 分		記号	標識柱・基礎	標識板	
			路側式	案内（新設）	案内以外
加算率	施 工 規 模	S ₀	（5基以上） 0%	（10㎡以上） 0%	（5基以上） 0%
		S ₁	（3～4基） 25%	（10㎡未満） 5%	（3～4基） 15%
		S ₂	（2基以下） 35%	—	（2基以下） 25%
補正係数	景観色塗装柱の場合	K ₁	1.10	—	—

- (注) 1. 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。
 2. 標識板設置の施工規模は、標識板の1枚当たりの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。ただし、1工事において設置及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判断する。

加算率の数値（撤去工）

区 分		記号	標識柱・基礎	標識板
			路側式	警戒・規制・指示・路線番号標識
加算率	施 工 規 模	S ₀	（5基以上） 0%	（5基以上） 0%
		S ₁	（3～4基） 25%	（3～4基） 15%
		S ₂	（2基以下） 35%	（2基以下） 25%

- (注) 標識板撤去の施工規模は、標識板の1枚当たりの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。ただし、1工事において設置及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判断する。

(4) 加 算 額

区 分		適 用 基 準	単位	備考
加算額	曲げ支柱（路側式） （柱表面塗装仕様の種別を問わず）	路側式の標準柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる支柱本数に支柱径ごとの金額を加算する。	本	対象数量

（注）φ101.6の曲げ支柱（路側式）加算額は、別途見積等とする。

(5) 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価^{（注1）}×設計数量＋材料費^{（注2）}＋加算額総金額^{（注3）}

（注1）設計単価＝（標準の市場単価）×（1＋S₀or S₁or S₂／100）×K₁

（注2）手間のみの場合のみ、必要に応じて計上する。

（注3）加算額総金額＝加算額×総数量

3 適用にあたっての留意事項

(1) 標識柱・基礎設置

- ① 路側式（景観色）は、ダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレーの標準3色（近似色含む）に適用する。オフグレー（薄灰色）は、白色、景観色以外の塗装色となるため適用外。
- ② 路側式の基礎は、現場打ち・プレキャスト問わず適用可能。

(2) 標識板設置

- ① 警戒標識、規制標識、指示標識、路線番号標識は、設置手間に材料費（標識板及び取付金具）を加算して適用する。また、設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず、1基当たりとして適用する。
- ② 案内標識（新設）は、溶接型ブラケットによる設置を標準とする。また、溶接型ブラケットは、標識柱の質量に含めて、柱材料費として計上する。
- ③ クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上する。また、設置手間は、案内標識板の設置手間に含まれる。

第10節 構造物とりこわし工〔標準単価〕

10－1 構造物とりこわし工

S4120

1 適用範囲

(1) 標準単価が適用できる範囲

- ① 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。
- ② とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。
- ③ 施工基面（機械設置基面）より上下5 m以内のとりこわし作業。

(2) 標準単価が適用できない範囲

- ① 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。
- ② 「橋梁地覆補修工」に伴う「とりこわし工」。
- ③ 「構造物とりこわし工」に伴う「コンクリートはつり（平均はつり厚6 cm以下）」。
- ④ 施工基面（機械設置基面）より上下5 mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。
- ⑤ コア抜きして内部を広げて破砕する場合。
- ⑥ 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- ⑦ その他、規格・仕様等が適合しない場合。

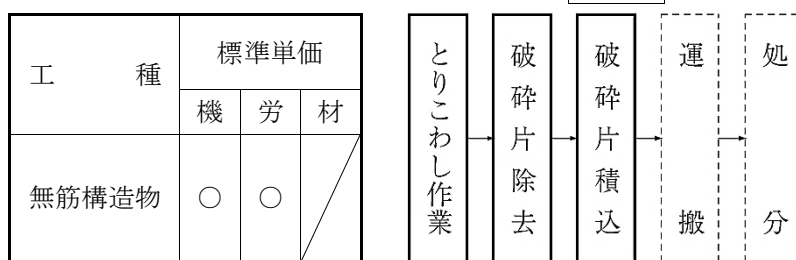
2 標準単価の設定

(1) 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

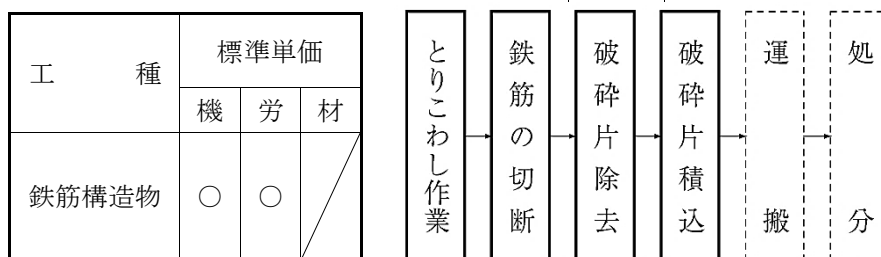
① 構造物とりこわし工（無筋構造物）

S4120



② 構造物とりこわし工（鉄筋構造物）

S4120



(注) 1. チゼルの損耗費等を含む。

(2) 標準単価の規格・仕様・工法選定

構造物とりこわし工の標準単価の規格・仕様・工法選定・日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

区 分	規格・仕様	単位	工 法 選 定	日当たり標準施工量 (m ³ /日)
無筋構造物	機械施工 (大型ブレーカまたは、コンクリート圧砕機)	m ³		19m ³ /日
	人力施工 (コンクリートブレーカ)	m ³	重機が使用できない狭い場所、部分的な壊しが必要な場合。	5.5m ³ /日
鉄筋構造物	機械施工 (大型ブレーカまたは、コンクリート圧砕機)	m ³		11m ³ /日
	人力施工 (コンクリートブレーカ)	m ³	重機が使用できない狭い場所、部分的な壊しが必要な場合。	4m ³ /日

- (注) 1. 機械施工は、施工基面（機械設置基面）より上下5m以内の作業に適用する。
 2. 機械施工のための、施工基面（機械設置基面）造成（作業構台・盛土・掘削等）作業費は含まない。
 3. 鉄筋を有する構造物は、鉄筋構造物を適用する。
 4. PC・RC橋上部、鋼橋床版は、鉄筋構造物を適用する。
 5. 人力施工によるとりこわし作業に伴う破砕片の積込方法は、人力積込とする。

(3) 補正係数

構造物とりこわし工の補正係数の設定は、下記のとおりである。

① 補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
補正係数 低騒音・低振動対策	対象となる規格・仕様の単位を係数で補正する。	K ₁	対象数量

② 補正係数の数値

区 分	記号	無筋構造物		鉄筋構造物	
		機械施工	人力施工	機械施工	人力施工
補正係数 低騒音・低振動対策	K ₁	1.30	—	1.14	—

- (注) 補正係数「低騒音・低振動対策 (K₁)」は、低騒音・低振動対策として圧砕機を使用する工事を対象とする。

(4) 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価^(注1)×設計数量

(注1) 設計単価＝標準単価×K₁

3 適用にあたっての留意事項

- (1) コンクリート殻は、径30cm程度に破砕するものとする。ただし、破砕したコンクリート殻を新たに径30cm程度より小さく破砕する場合の費用は、含まない。
- (2) P C ・ R C 橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。
- (3) 構造物とりこわしの施工量は、構造物のとりこわし前の体積とする。
- (4) とりこわし後の殻運搬は、構造物のとりこわし前の体積を施工数量とし、機械積込の場合は治山林道必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」2章③④殻運搬にて計上するものとする（人力積込の場合は別途考慮）。また、処分費が必要な場合は、別途計上すること。

3. 鋼材の材料費、グラウト材の材料費、頭部処理の材料費（角座金、ナット、ワッシャー、オイルキャップ、グリス等）は、必要量を別途計上する。
4. 市場単価には、頭部処理のナットの締付けに要する費用が含まれており、キャップ装着の有無は問わず適用できる。

② 削孔機械の上下移動

S4062

工 種	市場単価		
	機	労	材
削孔機械の 上下移動		○	

上
下
移
動

- (注) 1. 現場条件Ⅱにおいて、削孔機械の上下移動が必要な場合に計上する。
2. チェーンブロック等の損料を含む。

③ 仮設足場の設置・撤去

S4064

工 種	市場単価		
	機	労	材
仮設足場の 設置・撤去		○	○

設
置
・
撤
去

- (注) 1. 現場条件Ⅱにおいて、仮設足場の設置・撤去が必要な場合に計上する。
2. 作業面の足場幅は、3.0mを標準とする。

(2) 市場単価の規格・仕様

鉄筋挿入工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

表 2. 1 鉄筋挿入工の規格・仕様区分

区分	規格・仕様					単位
現場 条件	足場種別 (削孔時)	足場種別 (鋼材挿入・グラウト 注入・頭部処理時)	法面垂直 高さ	削孔長	削孔径	
I	—	ロープ足場(命綱)	30m以下	$1\text{m} \leq L \leq 5\text{m}$	$42\text{mm} \leq \phi \leq 65\text{mm}$	m
II	仮設足場(単管足場) または土足場		40m以下※	$1\text{m} \leq L \leq 5\text{m}$	$42\text{mm} \leq \phi \leq 65\text{mm}$	
III	ロープ足場(命綱)		40m以下	$1\text{m} \leq L \leq 2\text{m}$	$42\text{mm} \leq \phi \leq 50\text{mm}$	

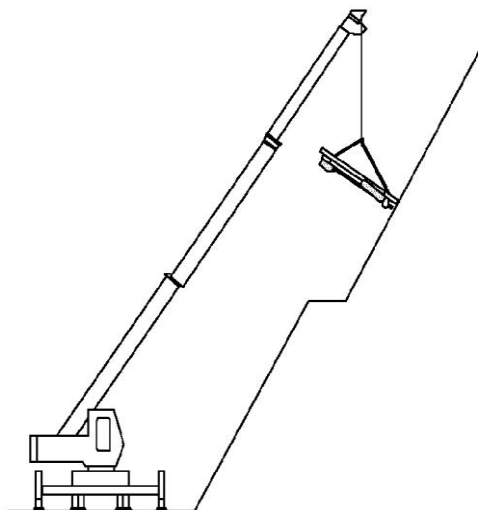
※ ただし、機械設置基面から削孔位置までの高さが1 m以下。

現場条件Ⅰ：削孔に要する重機の搬入が可能な場合

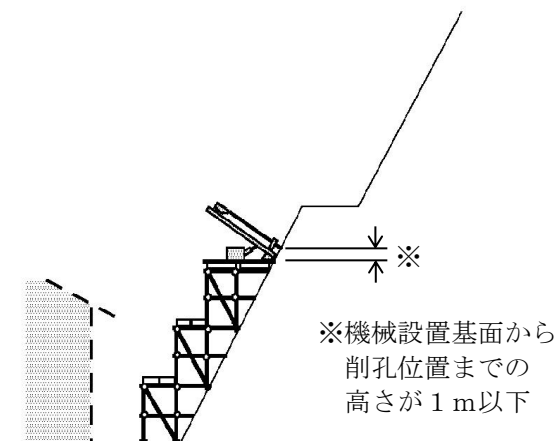
Ⅱ：施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入が困難である場合

Ⅲ：施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入、仮設足場（単管足場）の設置、土足場の確保が困難である場合

《現場条件Ⅰ》



《現場条件Ⅱ》



《現場条件Ⅲ》

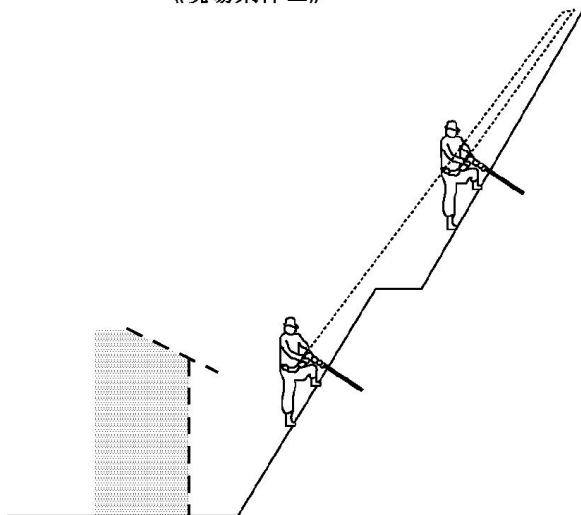


表 2. 2 現場条件Ⅱの削孔機械の上下移動

規格・仕様	単位
上下移動	回

表 2. 3 現場条件Ⅱの仮設足場の設置・撤去

規格・仕様	単位
設置・撤去	空 m ³

3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

区 分		適 用 基 準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を加算率で加算する。	S ₁ S ₂	
補正係数	施工基面からの法面垂直高さが20mを超え30m以下の場合	現場条件Ⅰにおいて、法面垂直高さが20mを超え30m以下の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	現 場 条 件		
			I	Ⅱ	Ⅲ
加算率	施工規模	S ₀	(200m以上) 0%	(200m以上) 0%	—
		S ₁	(100m以上200m未満) 20%	(100m以上200m未満) 20%	—
		S ₂	(100m未満) 35%	(100m未満) 35%	—
係補正	法面垂直高さ 20mを超え30m以下の場合	K ₁	1.15	—	—

4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価^(注)×設計数量

(注) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×K₁

5 適用にあたっての留意事項

- (1) ロープ足場費用は含む。
- (2) グラウト注入材の配合は、以下を標準とする。

	ポルトランドセメント	水 (W/C)	混 和 材
重量配合比	1	0.5 ～ 0.55	必 要 量
1 m ³ 当たり配合	1,230kg		

- (3) グラウト注入材の1 m当たりの使用量は、次式により算出する。

$$V = \frac{D^2 \times \pi}{4 \times 10^6} \times 1 \times (1 + K)$$

V：グラウト注入量 (m³)

D：削孔径 (mm)

K：ロス率 (0.4を標準とする)

- (4) 法面垂直高さとは、法面下部からの高さである。
- (5) 鉄筋挿入工の施工単位 (m) は、削孔長を表す。

《市場単価適用のフロー図(参考)》

